

# 工 事 仕 様 書

教育総務部教育総務課

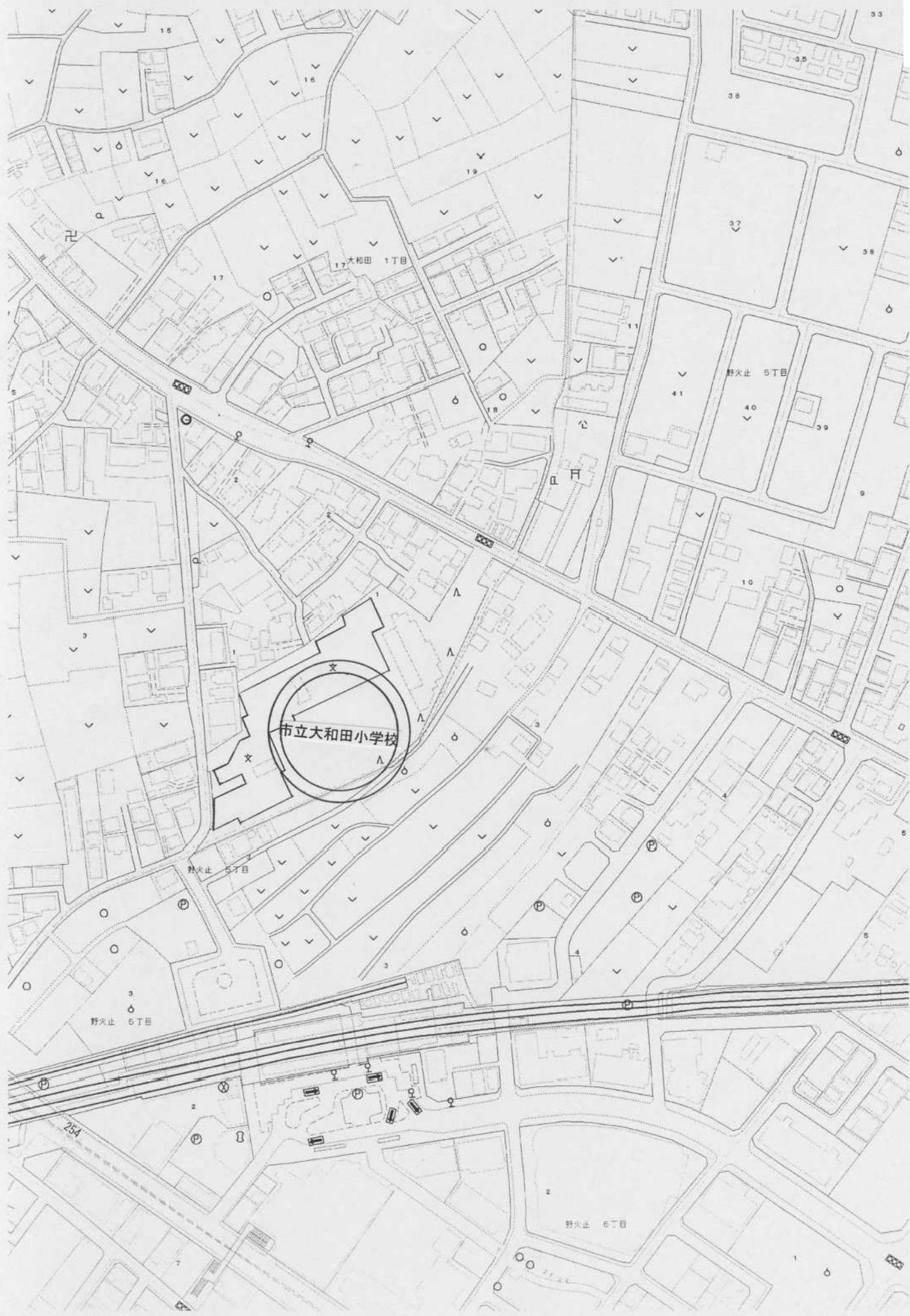
令 和 7 年 度	事業種別	市 単
工事件名	新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	
工事場所	新座市大和田一丁目1番30号	
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和8年6月30日	

## 工事概要

屋内運動場周りの配管等切り回しに係る下記工事一式

- ・建築工事 一式
- ・電気設備工事 一式
- ・機械設備工事 一式

案内図



# 新座市特別仕様書

## 1 適用

以下に記載する仕様について、「□」印又は「☑」印の付いたものについては、「☑」印が付いたものを適用する。

## 2 優先順位

新座市特別仕様書（以下「本仕様書」という。）で適用した仕様について、特記仕様書及び図面の仕様と相違がある場合、本仕様書で適用した仕様を優先する。

## 3 仕様

### ☑ 週休2日制工事

(1) 本工事は、新座市建設工事（營繕工事）における「週休2日制工事」実施要領（※）の対象工事である。

(<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照)

なお、本工事の予定価格は、「完全週休2日」を確保する場合の補正を行っているため、「完全週休2日」が達成できない場合、その達成状況に応じて、減額の契約変更を行うものである。

#### 【※ 発注方法】

- ・  現場閉所型（完全週休2日Ⅰ型）
- ・  現場閉所型（完全週休2日Ⅱ型）
- ・  交替制（完全週休2日Ⅰ型）
- ・  交替制（完全週休2日Ⅱ型）

(2) 次に掲げる期間等については「発注者があらかじめ対象外とする期間」とし、週休2日制工事の対象外期間とする。

#### 【対象外とする期間】

- ・  あらかじめ対象外とする期間なし
- ・  図示による
- ・  「新座市立小、中学校管理規則」の規定による次の休業日
  - 春季休業日及び学年末休業日（3月27日から4月7日まで）
  - 夏季休業日（7月21日から8月31日まで）
  - 冬季休業日（12月25日から1月7日まで）

※ 記載の日付は原則とし、校長が当該休業日を変更した場合、変更後の期間とする。

- ・  \_\_\_\_\_

#### 【対象外とする期間中に行う作業】

- ・  図示による
- ・  学校運営上、休業日中に行う必要がある作業全般
- ・  \_\_\_\_\_

**中間検査の実施**

本工事は工事検査員による中間検査を実施するものとする。

また、中間検査の内容については「新座市建設工事検査要綱」及び「新座市中間検査実施基準」に基づいて行うこととし、実施時期については、施工上の重要な変化点で実施される段階確認の実施時期等に行うため、受注者は工事工程策定後、速やかに「段階確認検査（立会い）一覧報告書」を監督員に提出すること。

※ 中間検査の対象は、原則として当初請負金額が500万円以上の工事及び特記仕様書（本仕様書）で中間検査の実施を明示した工事とする。

**工期内完了検査等**

工事完了後の工事検査員による完了検査は、やむを得ない事情があると監督員が認めた場合を除き、契約工期内に受検すること。

また、施工の管理状況及び施工内容の検査については、各工事書類と照らして行うものであることに留意し、必要な工事書類一式について、整理等を完了させた上で、完了検査日の2週間前を目安に監督員を経由して工事検査員に提出すること。

**遠隔臨場による検査等実施の検討**

動画撮影用カメラ等を用いた遠隔臨場による検査等（材料検査、段階確認検査等）について、実施の可否について検討し、実施可能となった場合は、具体の方針等を監督員と協議すること。

**市指定工事店の利用**

給水装置工事及び排水設備等に係る工事については、それぞれ市の指定工事店が行うこととし、所管課への必要な手続等を完了させた後に現場着手すること。

**雨水流出抑制対策**

本工事は「新座市雨水流出抑制対策技術基準（公共施設用）」の対象工事であり、技術基準所管課と協議を行った上で雨水流出抑制施設の仕様を決定しているため、仕様変更等が発生する場合は、監督員等と必要な調整を行うこと。

なお、技術基準所管課が現場確認を行うこととなった場合、立会い等の必要な対応を行うこと。

**既製品等発注時期**

既製品・工場製作物等で納品まで時間を要する可能性があるものについては、工事請負契約締結後、速やかに納期等を確認し、適切な時期に発注すること。

**関連施設の運営**

次に掲げる施設（範囲）については工事期間中も運営を継続するため、当該施設（範囲）の運営について十分配慮し、必要に応じて施設管理者等と工程等について調整を行うこと。

なお、施設管理者等から依頼、指示事項等があった場合は、緊急の場合を除いて、発注者に連絡し、承諾を得てから行うこと。

**【運営を継続する施設（範囲）等】**

- ・  図示による
- ・  学校（校舎、屋内運動場、校庭）  
　　学童保育室、ココフレンド（屋内運動場）  
　　開放団体（屋内運動場、校庭）
- ・  \_\_\_\_\_

**借地**

本件の工事用地等のうち、次に掲げる範囲については借地であるため、監督員と調整の上、地権者等への工事工程の説明等、必要な対応を行うこと。

なお、地権者等から依頼、指示事項等があった場合は、緊急の場合を除いて、発注者に連絡し、承諾を得てから行うこと。

**【借地の範囲】**

- ・  図示による
- ・  \_\_\_\_\_
- ・  \_\_\_\_\_

**部分使用**

工事目的物のうち、次に掲げる範囲については発注者が引渡し前に部分使用できるものとする。

また、部分使用開始時期については、次に掲げる時期とし、当該日までに、部分使用に係る範囲の作業を完了させ、部分使用できる状態に整備すること。

**【部分使用する範囲】**

- ・  図示による
- ・  隨時完了した部分
- ・  \_\_\_\_\_

**【部分使用の開始時期】**

- ・  図示による
- ・  時期の指定なし
- ・  隨時完了した時期

完成図等の納品

次の完成図等について、工事完了後に監督員に提出すること。

なお、各完成図等の作成前に具体的な仕様について監督員と協議すること。

完成（竣工）図】

(1) 提出物及び提出部数

- 電子データ（CD-R又はDVD-R）：\_\_部
- 製本版：
  - A3二つ折：\_\_部
  - A2二つ折：\_\_部
  - A1二つ折：\_\_部
- ファイル綴：
  - A3バラ：各\_\_部
  - A2バラ：各\_\_部
  - A1バラ：各\_\_部

(2) 製本仕様

ア 印字内容

- ・表紙：（工事名）竣工図、工期、発注者 新座市、  
設計（設計業務受注者名）、監理（監理業務受注者名）、  
施工者（受注者名）  
※ 「設計（設計業務受注者名）」及び「監理（監理業務受注者名）」については、設計業務委託及び監理業務委託を行った場合  
に限り記載することとする。
- ・背表紙：（工事名）竣工図、（竣工年月）竣工  
※ 背表紙に印字できない場合は省略してもよいものとする。

イ 色

- ・文字：
  - 黒色
  - 銀色
  - 金色
  - その他（\_\_\_\_\_）
- ・表紙等：
  - 薄黄緑色
  - 黒色
  - 灰色
  - その他（\_\_\_\_\_）

(3) 電子データ（CD-R又はDVD-R）保存形式

CD-R又はDVD-Rに保存する竣工図のデータ形式については、  
PDF、JWW及びDXFとする。

保全に関する資料】

各設備等の取扱説明書等を提出すること。

完成（竣工）写真】

(1) 撮影者

- 監督員の承諾する撮影者  
 指定なし（受注者等）  
 その他（\_\_\_\_\_）

(2) 撮影箇所

- 外部（10）箇所程度  
 内部（6）箇所程度

※ 日中の撮影のほか、夜間の撮影についても検討すること。

なお、夜間の撮影については、外部全景の撮影とし、撮影者の指定はしないものとする。

(3) 提出物及び提出部数

- 電子データ（CD-R又はDVD-R）：1部  
 アルバム :   部  
 ファイル綴 :   部  
 その他（\_\_\_\_\_） :   部

(4) 電子データ（CD-R又はDVD-R）保存形式

CD-R又はDVD-Rに保存する完成（竣工）写真のデータ形式については、元データ（撮影時のJPEG）及びアルバム編集後のデータとする。

工事書類の電子データ】

次に掲げる工事書類のデータをCD-R又はDVD-Rに保存して提出すること。

- ・  工事写真
- ・  施工図
- ・  出来形管理図
- ・  マニュフェスト
- ・  納品書、ミルシート、出荷証明書
- ・  自主検査報告書、試験成績書その他の品質管理書類
- ・  その他（竣工図）

建設発生土について】

- ・  場内敷均し
- ・  他現場へ搬出
- ・  場外搬出適切処理（搬出場所：株式会社祥和コーポレーション  
新座市野火止三丁目2番33号）

# 新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事

配管等切り回し工事								
	一般図			機械設備図			電気設備・建築図	
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
T-01	特記仕様書(改修工事①)	NON	T-10	機械設備_特記仕様書(1)	NON	T-23	電気設備特記仕様書	NON
T-02	特記仕様書(改修工事②)	NON	T-11	機械設備_特記仕様書(2)	NON	T-24	電気工事 R面平面図(工事前切り回し)	1/200
T-03	特記仕様書(改修工事③)	NON	T-12	機械設備_特記仕様書(3)	NON	T-25	電気工事 外構図(工事前切り回し)	1/200
T-04	特記仕様書(改修工事④)	NON	T-13	空調設備_機器表・凡例(改修図)	NON			
T-05	特記仕様書(改修工事⑤)	NON	T-14	空調設備_系統図(撤去改修図)	NON	T-26	建築工事 移設先詳細図1(中庭)	1/50
T-06	特記仕様書(改修工事⑥)	NON	T-15	空調設備_機器表・凡例(現況図)	NON	T-27	建築工事 移設先詳細図2	1/150
T-07	特記仕様書(改修工事⑦)	NON	T-16	空調設備_階平面図(撤去図)	1/100			
T-08	特記仕様書(改修工事⑧)	NON	T-17	空調設備_階切り回し平面図(改修図)	1/200			
T-09	現況図 案内図・配置図	1/300	T-18	空調設備_階切り回し平面図(改修図)	1/200			
			T-19	空調設備_階切り回し平面図(改修図)	1/200			
			T-20	給排水消火設備_切り回し平面図(改修図)	1/200			
			T-21	ガス設備_切り回し平面図(改修図)	1/200			
			T-22	給排水ガス設備_切り回し平面図(撤去図)	1/200			

整理番号	注記					設計年月	工事名称		図面名称	縮尺	T-00
							2025.12	新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事			
								表紙・図面リスト	A1=NON A3=NON		

整理番号	注記		設計年月 2025.12	工事名称 新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	T-01
				図面名称 特記仕様書（改修工事①）	
				縮尺 A1= NON A3= NON	

整理番号	注記		設計年月 2025.12		工事名称 新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	T-02		
			画面名称 特記仕様書（改修工事②）		縮尺 A1=NON A3=NON			

5 建 具 改 修 工 事	1 改修工法	[5.1.3]		10 ステンレス製建具	[5.2.2][5.4.2][5.6.2~5]		17 軽量シャッター	[5.12.2~4]		6 内装改修工事	[6.1.3]	
	既存建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	通用箇所	性能値等	・設ける	・設けない	既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合戸天井、壁及び床の改修範囲				
	・7.2.1a製建具	・	・	・建具表による	・適用する(※建具表による)	・	・	※壁面程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う・図示				
	・樹脂製建具	・	・	・建具表による	・耐風圧性の等級( )	・(適用する建具)	・(※建具表による)	天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取扱う天井の改修範囲				
	・鋼製建具	・外部	・	・建具表による	・防音ドア、防音サッシ( )	・(適用する建具)	・(※建具表による)	※壁面より両側60mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う・図示				
	・内部	・	・	・建具表による	・断熱ドア、断熱サッシ( )	・(適用する建具)	・(※建具表による)	既存天井の撤去に伴う取扱の壁面の改修				
	・鋼製軽量建具	・	・	・建具表による	・耐震ドア( )	・(適用する建具)	・(※建具表による)	※既存のまま・図示				
	・ステンレス製建具	・	・	・建具表による	・面内変形追随性の等級( -D-1:1/300 -D-2:1/120 -D-3:1/100 )	・(適用する建具)	・(※建具表による)					
	・木製建具	・	・	・建具表による	新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
2 防火戸					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
3 見本の製作等					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
4 防犯建物部品					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
5 アルミニウム製建具					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の開口の開け方	・※図示					
					新規建具周囲の補修工法及び範囲	・※図示						
					建具周囲のシールングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。							
					新規に建具を設ける場合	・壁部分の						

整理番号	注記		設計年月		工事名称	T-04
			2025.12		新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	
			図面名称		特記仕様書（改修工事④）	
			縮尺	A1=NON A3=NON		

整理番号	注記		設計年月 2025.12	工事名称	T-05
				新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	
				図面名称 特記仕様書（改修工事⑤）	

10 鉄筋工事	安定処理工法に関する試験 安定処理のC B R試験（配合試験含む） 六価クロム溶出試験	行う 行う 行わない	行わない 行わない 行わない	⑤ 鉄筋のかぶり厚さ 及び間隔 (溶接金網含む)	最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う） ※図示による（構造関係共通図（配筋標準図）4(1)表4.1） 柱及び梁の主筋にD29以上 ・あり 適用箇所（ ） 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 耐久性上不利な部分（塗装等を受けるおそれのある部分等） ・あり 適用箇所（ ） ・あり ・最小かぶり厚さに加える厚さ ( ) mm	(5.3.5)	③ 骨材 アルカリシリカ反応による区分 ※A・B（コンクリート中のアルカリ总量が3.0 kg/m <sup>3</sup> 以下）	(6.3.1)		
	・不織布ジオテキスタイル 単位面積質量 ・60/g以上 厚さ (mm) ・0.5~1.0 引張強さ ・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 ・1.5×10 <sup>-3</sup> cm/sec以上			⑥ 各部配筋	※図示による	(5.3.7)	④ 混合材料 ・混和剤の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(a)による ・混和材 ・混和材の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(b)による	(6.3.1)		
	試験 路床土の支持力比（C B R）試験 （試料採取方法、実状土、現状土） 現場C B R試験 路床維持度の試験 六価クロム溶出試験	行う 行わない 行う 行かない 行う 行かない		⑦ ガス圧接	圧縮完了後の圧接部の試験 外観試験 ※行う（全ての圧接部） 抜取試験 ※超音波探傷試験（試験方法 標準仕様書5.4.10(1)(a)による） ・引張試験 試験方法 ※標準仕様書5.4.10(1)(b)による	(5.4.10)	⑤ 打継ぎの位置、 ひび割れ誘発目地、 打継ぎ目地	打継ぎの位置 ※スパンの中央又は端から1/4の付近 ・図示による（ ） 柱及び壁 ※スラブ、壁又は基礎の上端 ・図示による（ ）	(6.6.4)	
	路盤 路盤の構成及び厚さ 路盤材料（改修標準仕様書表9.7.3による種別） ・クラッシュラム ・粒度調整砕石 ・再生クラッシュラム [G] ・再生粒度調整砕石 [G] ・粒度調整鉄鋼スラグ [G] ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ [G] 舗装の構成 舗装の平たん性 ※著しく不陸がないもの 開通度アスファルト混合物等の抽出試験 行う 行わない			⑧ 機械式継手	適用箇所 ・図示による（ ） H12建告第1463号に適合する性能 ・A級 種類 ・ねじ式鉄筋継手 充填方式 ・無機グラウト方式 ・機械式継手 ・モルタル充填式継手 工法 ※第三者機関の評定等を取得している工法 鉄筋相互のあき ※評定等の評価内容による 品質の確認 ※評定等の評価内容による 機種 ※評定等の評価内容による 施工完了後の継手部の試験 ・外観試験 試験対象 ※全数 試験項目 ・評定等の評価内容による 試験方法 ・超音波測定試験 試験対象 ・抜取り ロット ・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする 試験の箇所数 ・1ロットに対して（ ）箇所 ・全数 試験項目 ※挿入長さ 試験方法 ※JIS Z 3064（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による	(5.5.3, 5)	⑥ 湿潤養生 ・セメントの種類が普通エコセメントの場合（ ）日 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ	(6.6.4) (6.8.1) (9.7.3)		
	発生する漏水の処理 (舗装版切断時に発生する漏水の処理に係る特記仕様書)			⑦ コンクリートの仕上り	種別 ・A種 ○ B種 □ C種 漏水の処理 ・充填方式 ・無機グラウト方式 ・機械式継手 ・モルタル充填式継手 工法 ※第三者機関の評定等を取得している工法 鉄筋相互のあき ※評定等の評価内容による 品質の確認 ※評定等の評価内容による 機種 ※評定等の評価内容による 施工完了後の継手部の試験 ・外観試験 試験対象 ※全数 試験項目 ・評定等の評価内容による 試験方法 ・超音波測定試験 試験対象 ・抜取り ロット ・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする 試験の箇所数 ・1ロットに対して（ ）箇所 ・全数 試験項目 ※挿入長さ 試験方法 ※JIS Z 3064（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による		⑧ 打増し厚さ (打放し仕上げ部)	(6.8.1)		
	漏水の処理 1) 受注者は、回収した漏水を次のとおり処理するものとする。 種類及び処理量 ・図示による 処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却含まず） ・中間処理後、最終処分場又はセメント工場に搬入（処理に焼却含む） 2) 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合、事前に監督員と協議するものとする。			⑨ 型枠	打増し厚さ ・打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る） 20mm ・打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る） 10mm ・外装後張り面の打増し処理 20mm 打増し範囲 ・図示による（ ） せき板の材料及び厚さ ・合板（※12mm） [G] コンクリート打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、強度、変形等について、事前に監督員と協議する。 ・断熱材を兼用した型枠の使用 適用箇所 ・M C R工法用シートの使用 適用箇所 打増し厚さ 20mm 打増し範囲 ・図示による（ ） スリーブの材種・規格等 ・図示による（ ） 存置期間及び取扱い ・普通エコセメントの場合（※図示による（ ）） ・普通エコセメント6.8.4による	(6.8.2)	⑩ 軽量コンクリート ・1種 ・2種 ・3種 ・4種 ・5種 ・6種 ・7種 ・8種 ・9種 ・10種 ・11種 ・12種 ・13種 ・14種 ・15種 ・16種 ・17種 ・18種 ・19種 ・20種 ・21種 ・22種 ・23種 ・24種 ・25種 ・26種 ・27種 ・28種 ・29種 ・30種 ・31種 ・32種 ・33種 ・34種 ・35種 ・36種 ・37種 ・38種 ・39種 ・40種 ・41種 ・42種 ・43種 ・44種 ・45種 ・46種 ・47種 ・48種 ・49種 ・50種 ・51種 ・52種 ・53種 ・54種 ・55種 ・56種 ・57種 ・58種 ・59種 ・60種 ・61種 ・62種 ・63種 ・64種 ・65種 ・66種 ・67種 ・68種 ・69種 ・70種 ・71種 ・72種 ・73種 ・74種 ・75種 ・76種 ・77種 ・78種 ・79種 ・80種 ・81種 ・82種 ・83種 ・84種 ・85種 ・86種 ・87種 ・88種 ・89種 ・90種 ・91種 ・92種 ・93種 ・94種 ・95種 ・96種 ・97種 ・98種 ・99種 ・100種 ・101種 ・102種 ・103種 ・104種 ・105種 ・106種 ・107種 ・108種 ・109種 ・110種 ・111種 ・112種 ・113種 ・114種 ・115種 ・116種 ・117種 ・118種 ・119種 ・120種 ・121種 ・122種 ・123種 ・124種 ・125種 ・126種 ・127種 ・128種 ・129種 ・130種 ・131種 ・132種 ・133種 ・134種 ・135種 ・136種 ・137種 ・138種 ・139種 ・140種 ・141種 ・142種 ・143種 ・144種 ・145種 ・146種 ・147種 ・148種 ・149種 ・150種 ・151種 ・152種 ・153種 ・154種 ・155種 ・156種 ・157種 ・158種 ・159種 ・160種 ・161種 ・162種 ・163種 ・164種 ・165種 ・166種 ・167種 ・168種 ・169種 ・170種 ・171種 ・172種 ・173種 ・174種 ・175種 ・176種 ・177種 ・178種 ・179種 ・180種 ・181種 ・182種 ・183種 ・184種 ・185種 ・186種 ・187種 ・188種 ・189種 ・190種 ・191種 ・192種 ・193種 ・194種 ・195種 ・196種 ・197種 ・198種 ・199種 ・200種 ・201種 ・202種 ・203種 ・204種 ・205種 ・206種 ・207種 ・208種 ・209種 ・210種 ・211種 ・212種 ・213種 ・214種 ・215種 ・216種 ・217種 ・218種 ・219種 ・220種 ・221種 ・222種 ・223種 ・224種 ・225種 ・226種 ・227種 ・228種 ・229種 ・230種 ・231種 ・232種 ・233種 ・234種 ・235種 ・236種 ・237種 ・238種 ・239種 ・240種 ・241種 ・242種 ・243種 ・244種 ・245種 ・246種 ・247種 ・248種 ・249種 ・250種 ・251種 ・252種 ・253種 ・254種 ・255種 ・256種 ・257種 ・258種 ・259種 ・260種 ・261種 ・262種 ・263種 ・264種 ・265種 ・266種 ・267種 ・268種 ・269種 ・270種 ・271種 ・272種 ・273種 ・274種 ・275種 ・276種 ・277種 ・278種 ・279種 ・280種 ・281種 ・282種 ・283種 ・284種 ・285種 ・286種 ・287種 ・288種 ・289種 ・290種 ・291種 ・292種 ・293種 ・294種 ・295種 ・296種 ・297種 ・298種 ・299種 ・300種 ・301種 ・302種 ・303種 ・304種 ・305種 ・306種 ・307種 ・308種 ・309種 ・310種 ・311種 ・312種 ・313種 ・314種 ・315種 ・316種 ・317種 ・318種 ・319種 ・320種 ・321種 ・322種 ・323種 ・324種 ・325種 ・326種 ・327種 ・328種 ・329種 ・330種 ・331種 ・332種 ・333種 ・334種 ・335種 ・336種 ・337種 ・338種 ・339種 ・340種 ・341種 ・342種 ・343種 ・344種 ・345種 ・346種 ・347種 ・348種 ・349種 ・350種 ・351種 ・352種 ・353種 ・354種 ・355種 ・356種 ・357種 ・358種 ・359種 ・360種 ・361種 ・362種 ・363種 ・364種 ・365種 ・366種 ・367種 ・368種 ・369種 ・370種 ・371種 ・372種 ・373種 ・374種 ・375種 ・376種 ・377種 ・378種 ・379種 ・380種 ・381種 ・382種 ・383種 ・384種 ・385種 ・386種 ・387種 ・388種 ・389種 ・390種 ・391種 ・392種 ・393種 ・394種 ・395種 ・396種 ・397種 ・398種 ・399種 ・400種 ・401種 ・402種 ・403種 ・404種 ・405種 ・406種 ・407種 ・408種 ・409種 ・410種 ・411種 ・412種 ・413種 ・414種 ・415種 ・416種 ・417種 ・418種 ・419種 ・420種 ・421種 ・422種 ・423種 ・424種 ・425種 ・426種 ・427種 ・428種 ・429種 ・430種 ・431種 ・432種 ・433種 ・434種 ・435種 ・436種 ・437種 ・438種 ・439種 ・440種 ・441種 ・442種 ・443種 ・444種 ・445種 ・446種 ・447種 ・448種 ・449種 ・450種 ・451種 ・452種 ・453種 ・454種 ・455種 ・456種 ・457種 ・458種 ・459種 ・460種 ・461種 ・462種 ・463種 ・464種 ・465種 ・466種 ・467種 ・468種 ・469種 ・470種 ・471種 ・472種 ・473種 ・474種 ・475種 ・476種 ・477種 ・478種 ・479種 ・480種 ・481種 ・482種 ・483種 ・484種 ・485種 ・486種 ・487種 ・488種 ・489種 ・490種 ・491種 ・492種 ・493種 ・494種 ・495種 ・496種 ・497種 ・498種 ・499種 ・500種 ・501種 ・502種 ・503種 ・504種 ・505種 ・506種 ・507種 ・508種 ・509種 ・510種 ・511種 ・512種 ・513種 ・514種 ・515種 ・516種 ・517種 ・518種 ・519種 ・520種 ・521種 ・522種 ・523種 ・524種 ・525種 ・526種 ・527種 ・528種 ・529種 ・530種 ・531種 ・532種 ・533種 ・534種 ・535種 ・536種 ・537種 ・538種 ・539種 ・540種 ・541種 ・542種 ・543種 ・544種 ・545種 ・546種 ・547種 ・548種 ・549種 ・550種 ・551種 ・552種 ・553種 ・554種 ・555種 ・556種 ・557種 ・558種 ・559種 ・550種 ・551種 ・552種 ・553種 ・554種 ・555種 ・556種 ・557種 ・558種 ・559種 ・560種 ・561種 ・562種 ・563種 ・564種 ・565種 ・566種 ・567種 ・568種 ・569種 ・570種 ・571種 ・572種 ・573種 ・574種 ・575種 ・576種 ・577種 ・578種 ・579種 ・580種 ・581種 ・582種 ・583種 ・584種 ・585種 ・586種 ・587種 ・588種 ・589種 ・590種 ・591種 ・592種 ・593種 ・594種 ・595種 ・596種 ・597種 ・598種 ・599種 ・600種 ・601種 ・602種 ・603種 ・604種 ・605種 ・606種 ・607種 ・608種 ・609種 ・610種 ・611種 ・612種 ・613種 ・614種 ・615種 ・616種 ・617種 ・618種 ・619種 ・620種 ・621種 ・622種 ・623種 ・624種 ・625種 ・626種 ・627種 ・628種 ・629種 ・630種 ・631種 ・632種 ・633種 ・634種 ・635種 ・636種 ・637種 ・638種 ・639種 ・640種 ・641種 ・642種 ・643種 ・644種 ・645種 ・646種 ・647種 ・648種 ・649種 ・650種 ・651種 ・652種 ・653種 ・654種 ・655種 ・656種 ・657種 ・658種 ・659種 ・			

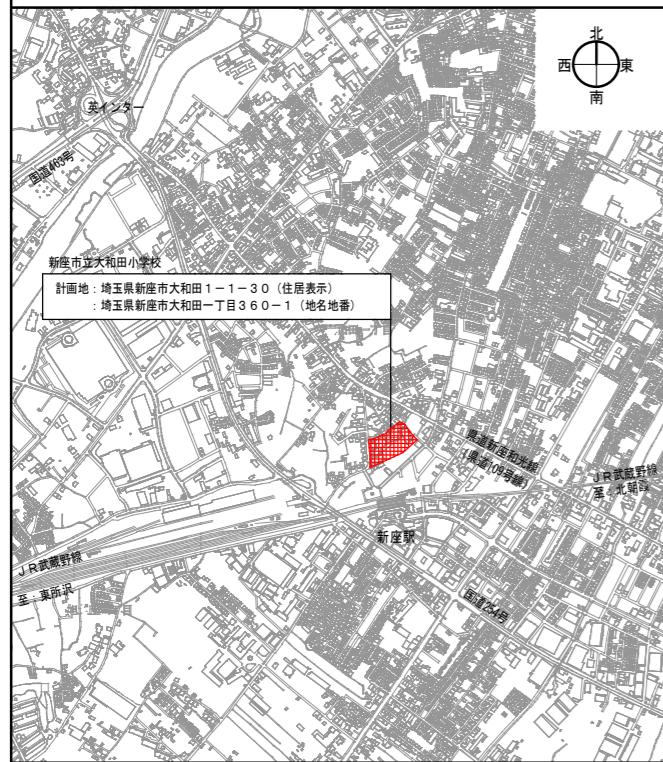
耐震改修工事	8 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修標準仕様書 第8章 耐震改修工事</li> <li>改修標準仕様書における第8章耐震改修工事以外の改修工事で第8章を引用している部分</li> </ul> <p>工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事</li> <li>鉄骨フレースの設置工事</li> <li>柱補強工事(溶接金網工法又は溶接鋼管ラーフ巻き工法)</li> <li>柱補強工事(鋼板巻き工法又は帯板巻き工法)</li> <li>柱補強工事(連続織維補強工法)</li> <li>耐震スリット新設工事</li> <li>免震改修工事</li> <li>制振改修工事</li> <li>土工事及び地盤工事</li> </ul>	2 セメント	<p>種類</p> <p>※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種</p> <p>適用箇所(下記以外全て)</p> <p>普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が1日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする</p> <p>高炉セメントB種</p> <p>適用箇所( )</p>	[8.2.5]	16 耐火被覆	<p>種類、材料、工法等</p> <p>・耐火材吹付け</p> <p>・乾式吹付けワッフル</p> <p>・湿式ロックワール</p> <p>・半乾式吹付けワッフル</p> <p>・耐火板張り</p> <p>・織維混入けい酸カルシウム板</p> <p>・耐火材巻付け</p> <p>・高断熱ロックワール</p> <p>・ラスティリモルタル塗り</p> <p>・耐火塗料</p>	[8.18.2~8]
	2 既存部分の処理等	<p>既存構造体の撤去</p> <p>撤去範囲</p> <p>図示による( )</p> <p>はつり出した筋筋及び鉄骨の処置</p> <p>図示による( )</p>	3 青材	<p>アルカリシリカ反応性による区分</p> <p>※A・B(コンクリート中のアルカリ總量Rt=3.0kg/m<sup>3</sup>以下)</p>	[8.2.5]	17 建方精度	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	3 撤去工事の施工内容	<p>既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度及び範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存柱、梁面 打抜き面の15~30程度に、平均深さ2~5mm(最大7mm)程度の凹面を全体にわたってつける</li> <li>既存壁 打抜き面の10~15程度に、平均深さ2~5mm(最大7mm)程度の凹面を全体にわたってつける</li> </ul> <p>※耐震壁等の増設に伴い、これらの増設部材が設置される構面内既存仕上げ・軸体の撤去と土間等の一部を撤去する。</p> <p>※増設部材と接する既存コンクリート面は充分に目荒らしを行う。</p> <p>※塗り仕上げはこれに準ずる仕上げ材、及び軸体を撤去する場合は、カッターで切込みを付けてから撤去する。なお、軸体を撤去する場合は、両面からカッター一切込みを付けてから撤去する。</p> <p>※撤去に際しては、廃棄物の処理に関する法律に準拠する。</p>	4 混和材料	<p>混和剤 種類</p> <p>※[8.2.5](4)(a)による</p> <p>・混和材 種類</p> <p>※[8.2.5](4)(b)による</p>	[8.2.5]	18 アンカーボルト等の設置	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	4 撤去工事における注意事項	<p>※コンクリート及び塗り仕上げを部分的に撤去する場合は、既存部分の仕上げに損傷を与えないよう充分注意する。特に塗り仕上げ、増設部材設置構面内の既存コンクリート及び土間コンクリート等の撤去に際しては、カッター等で切込み付けて、既存部分の保護を図る。</p> <p>※増設する部材に接する既存コンクリートは、充分に目荒らしを行い増設部材との一体化を図る。なお、自ら荒らし、深さ6mm程度の凹凸で全体を荒らすようにする。</p> <p>※工事は構造軸材に悪影響を与えない方法で丁寧に行うこと。(電気ビックを用いる等)</p> <p>※コンクリート打抜きに粉塵、はつり等を清掃し、数日前から充分に水濡めを行う。</p> <p>※既存軸体状態の確認及び補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石墨等ボルトについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、原形のまま運搬し管理する最終処分場で処分すること。</li> <li>石綿レート、アスベストシールボード等石綿製品の撤去にあたっては、関係法令に従い、部材が破損しないように手はすでで行い、原形のまま運搬処分すること。</li> <li>以下の天井材の撤去にあたっては、ボードが破損しないように、手はすでで行うこと。</li> <li>床:ビニアス系タイルの撤去にあたっては、関係法令に従い部材が破損しないよう温湯後、手はすでで行い、原形のまま飛散防止をし運搬処分すること。</li> </ul>	5 構造体用モルタル	<p>圧縮強度( )、フロー値( )</p>	[8.2.6]	19 溶融亜鉛めっき(基礎、主要構造部及び他の軸構造耐力上主要な部分に限る。)	※JASS6 付表5[表8.20.1]	
	5 ひび割れ誘発目地、打継目地	<p>目地寸法</p> <p>標準仕様書9.7.3(1)(7)~(9)による</p> <p>・※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、軸体外側の打増し部で処理する</p> <p>ひび割れ誘発目地の位置</p> <p>図示による( )</p>	6 構造体コンクリートの仕上り	<p>合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ</p>	[8.1.4][8.2.7]	20 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	6 打増し厚さ(打放し仕上げ部)	<p>打増し厚さ</p> <p>打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)</p> <p>打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)</p>	7 溶接材料	<p>打増し範囲</p> <p>図示による( )</p>	[8.2.10]	21 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	8 型枠	<p>セキ板の材料及び厚さ</p> <p>合板(12mm) [6.8.2][8.2.7]</p> <p>・コンクリートの強度の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、強度、変形等について、事前に監督員と協議する。</p> <p>断熱材を未使用して型枠の使用</p> <p>適用箇所</p> <p>・MCR工法用シートの使用</p> <p>適用箇所</p> <p>打増し厚さ</p> <p>打増し範囲</p> <p>スリーブの材種・規格等</p>	9 型枠	<p>ターンバックル</p>	[8.2.6]	22 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	9 型枠の加工及び組立	<p>シアコネクタをセパレーターとして使用</p> <p>適用箇所</p>	10 型枠の加工及び組立	<p>コンクリートの種類</p> <p>セメントの種類</p> <p>※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントB種</p>	[8.7.8]	23 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	10 無筋コンクリート	<p>コンクリートの種類</p> <p>セメントの種類</p> <p>※普通ポルトランドセメントA種</p> <p>・高炉セメントB種</p>	11 溶接操作者の扶力量付加試験	<p>溶接操作者の扶力量付加試験</p>	[8.15.3]	24 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	11 溶接接合	<p>溶接接合</p>	12 コンクリートの打込み工法	<p>コンクリートの打込み工法の種類</p>	[8.21.8][8.23.5]	25 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	13 溶接部の試験	<p>溶接部の試験</p>	14 溶接部の試験	<p>溶接部の試験</p>	[8.15.12]	26 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	15 鋼骨製作工場	<p>鋼骨製作工場の加工能力</p> <p>※建築標準法第77条の56にに基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評定センター及び(株)全国鉄骨評定機構(旧)社全国構造工業協会の「鋼骨製作工場の性能評価基準」により評定を受け、国土交通大臣から認定を受けた工場、又は同等以上の能力のある工場</p> <p>評定の区分</p> <p>・SR235またはS355-P</p> <p>呼び径、曲げ直径、ピッチ</p>	16 鋼骨製作工場	<p>鋼骨製作工場の加工能力</p> <p>※建築標準法第77条の56にに基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評定センター及び(株)全国鉄骨評定機構(旧)社全国構造工業協会の「鋼骨製作工場の性能評価基準」により評定を受け、国土交通大臣から認定を受けた工場、又は同等以上の能力のある工場</p> <p>評定の区分</p> <p>・SR235またはS355-P</p> <p>呼び径、曲げ直径、ピッチ</p>	[8.1.5]	27 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	17 鋼骨製作工場における施工管理技術者	<p>配置する</p>	18 鋼材	<p>種類等</p>	[8.1.6]	28 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	19 鋼材	<p>種類等</p>	20 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の適用箇所</p>	[8.17.2]	29 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	20 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の適用箇所</p>	21 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面以外</p> <p>塗料の種類</p> <p>・鋼鉄面の錆止め塗料</p>	[8.17.2]	30 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	22 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面以外</p> <p>塗料の種類</p> <p>・鋼鉄面の錆止め塗料</p>	23 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	31 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	24 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	25 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	32 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	26 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	27 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	33 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	28 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	29 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	34 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	30 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	31 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	35 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	32 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	33 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	36 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	34 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	35 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	36 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	37 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	38 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	39 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	40 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	41 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p> <p>・(表7.4.3) C種</p>	[8.17.4]	42 仕様	※JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表5[工事現場]による	
	43 鋼骨めっき	<p>溶融亜鉛めっき工法の接着面</p> <p>耐火被覆材の接着する面</p> <p>・(表7.4.1) A種</p> <p>・(表7.4.2) B種</p>						

<p>〈連続繊維補強工事〉</p> <p>1 連続繊維シート</p> <p>連続繊維シート</p> <p>材料 <input type="checkbox"/> 図示による ( )</p> <p>工法 <input type="checkbox"/> ※(一財)日本建築防災協会の評価を受けた工法</p> <p>引張強度 (含浸硬化後) <input type="checkbox"/> 2500N/mm<sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 3000N/mm<sup>2</sup> 以上</p> <p>ヤング係数 (含浸硬化後) <input type="checkbox"/> 2.35×10<sup>10</sup> N/mm<sup>2</sup> 程度 <input type="checkbox"/> 2.00×10<sup>10</sup> N/mm<sup>2</sup> 以上</p> <p>下地調整 <input type="checkbox"/> [8. 24. 6]</p> <p>ひび割れ部の改修工法の種類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>樹脂注入工法 <input type="checkbox"/> ジカットシール充填工法 <input type="checkbox"/> シール工法</p> <p>柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>連続繊維補強材の強度試験</p> <p>引張強度試験 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>※JIS A 1191 (コンクリート補強用FRPシートの引張試験方法)による</p> <p>試験数量 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>付着強度試験 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>※JIS A 6909 (建築仕上塗材)による</p> <p>試験数量 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>補強後の仕上げ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [8. 24. 7]</p>							
<p>〈耐震アート新設工事〉</p> <p>1 施工前埋込み配管等の探査</p> <p>既存撤去部の埋込み配管等の探査方法 <input type="checkbox"/> [8. 12. 4]</p> <p>・鉄筋探知器(金属探知器)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出を行う</p> <p>探査方式 <input type="checkbox"/> 電磁波レーザー法(3D表示対応型) <input type="checkbox"/> 電磁波レーザー法又は電磁波誘導法</p> <p>はつり出しによる</p>							
<p>2 耐震スリット</p> <p>幅及び深さ <input type="checkbox"/> [8. 25. 2]</p> <p>設置箇所 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>							
<p>3 充填材の挿入及び周囲補修等</p> <p>・耐火材 <input type="checkbox"/> 使用箇所及び仕様 <input type="checkbox"/> 図示による ( )</p> <p>・遮音材 <input type="checkbox"/> 使用箇所及び仕様 <input type="checkbox"/> 図示による ( )</p> <p>撤去部の補修 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※撤去材と同一材で補修</p>							
<p>〈免震改修工事〉</p> <p>・別添の免震工事特記仕様書による</p>							
<p>〈制振改修工事〉</p> <p>・別添の制振工事特記仕様書による</p>							
<p>〈土工事及び地業工事〉</p> <p>1 既存杭の撤去等</p> <p>撤去範囲及び撤去方法 <input type="checkbox"/> [8. 28. 2]</p> <p>・杭頭部等の処理 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>・既存杭の補強 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>・健全性の確認試験 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>							
<p>2 土工事</p> <p>埋戻し及び盛土の種別 <input type="checkbox"/> [8. 28. 3]</p> <p>・A種 <input type="checkbox"/> 通用場所 ( )</p> <p>・B種 <input type="checkbox"/> 通用場所 ( )</p> <p>・C種 <input type="checkbox"/> 通用場所 ( ) 土質 ( ) 受渡場所 ( )</p> <p>・D種 <input type="checkbox"/> 通用場所 ( )</p> <p>品質 細粒分 (75 μm 以下) の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。</p> <p>六偏クロム溶出試験 <input type="checkbox"/> 行う</p> <p>建設発生土の処理 <input type="checkbox"/> 構内指示の場所に堆積 <input type="checkbox"/> 構内指示の場所に敷均し</p> <p>鋼矢板等の抜き跡の処理 <input type="checkbox"/> ※※地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる</p> <p>山留め壁等の存置 <input type="checkbox"/> 行う (存置範囲 <input type="checkbox"/> 図示)</p>							
<p>3 地業工事</p> <p>・杭地業</p> <p>支持層の位置及び土質 <input type="checkbox"/> 基礎ぐいの先端の位置含む</p> <p>・杭の材料 <input type="checkbox"/> 図示による ( )</p> <p>・杭の工法、寸法、施工方法等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>・試験杭の位置、本数、寸法、施工方法 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>・試験杭の位置による <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>・杭の載荷試験 <input type="checkbox"/> 適用 (・船底 <input type="checkbox"/> 水平)</p> <p>試験杭 (位置、本数、載荷量、試験方法、報告書記載事項 <input type="checkbox"/> 図示)</p> <p>地盤の載荷試験 <input type="checkbox"/> 適用 (※平板)</p> <p>試験位置、載荷量、試験方法、報告書記載事項 <input type="checkbox"/> 図示</p> <p>杭の溶接継手 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 継手の箇所数、材料、工法等 <input type="checkbox"/> 図示</p> <p>技能資格者の技量及び溶接部の確認 <input type="checkbox"/> 図示</p> <p>杭頭の処理等 <input type="checkbox"/> する (処理方法 (判断にともなう補強方法含む) <input type="checkbox"/> 図示)</p>							
<p>杭の種度</p> <p>水平方向の位置ずれ <input type="checkbox"/> 抗落 1/4かつ100mm以下</p> <p>建込み時の杭の船底度 <input type="checkbox"/> 1/100以内</p> <p>記録する施工状況等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 図示による ( )</p>							
<p>砂利地業</p> <p>材料 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャラン <input type="checkbox"/> 切込砂利又は切込碎石</p> <p>施工範囲 <input type="checkbox"/> 図示による ( )</p> <p>厚さ <input type="checkbox"/> ≈60mm</p>							
<p>砂地業</p> <p>材料 <input type="checkbox"/> シルト <input type="checkbox"/> 有機物等の混入しない締固めに適した山砂、川砂又は碎砂</p> <p>施工範囲 <input type="checkbox"/> 図示による ( )</p> <p>厚さ <input type="checkbox"/> ≈60mm</p>							
<p>捨コンクリート地業</p> <p>材料 <input type="checkbox"/> 普通コンクリート</p> <p>設計基準強度 <input type="checkbox"/> ≈18N/mm<sup>2</sup></p> <p>スランプ <input type="checkbox"/> ≈15cm又は18cm</p> <p>施工範囲 <input type="checkbox"/> 図示による ( )</p> <p>厚さ <input type="checkbox"/> ≈50mm (※平坦ん仕上げ)</p>							

整理番号	注記		設計年月 2025.12	工事名称 新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	縮尺 A1= NON A3= NON	T-08
				特記仕様書 (改修工事⑧)		

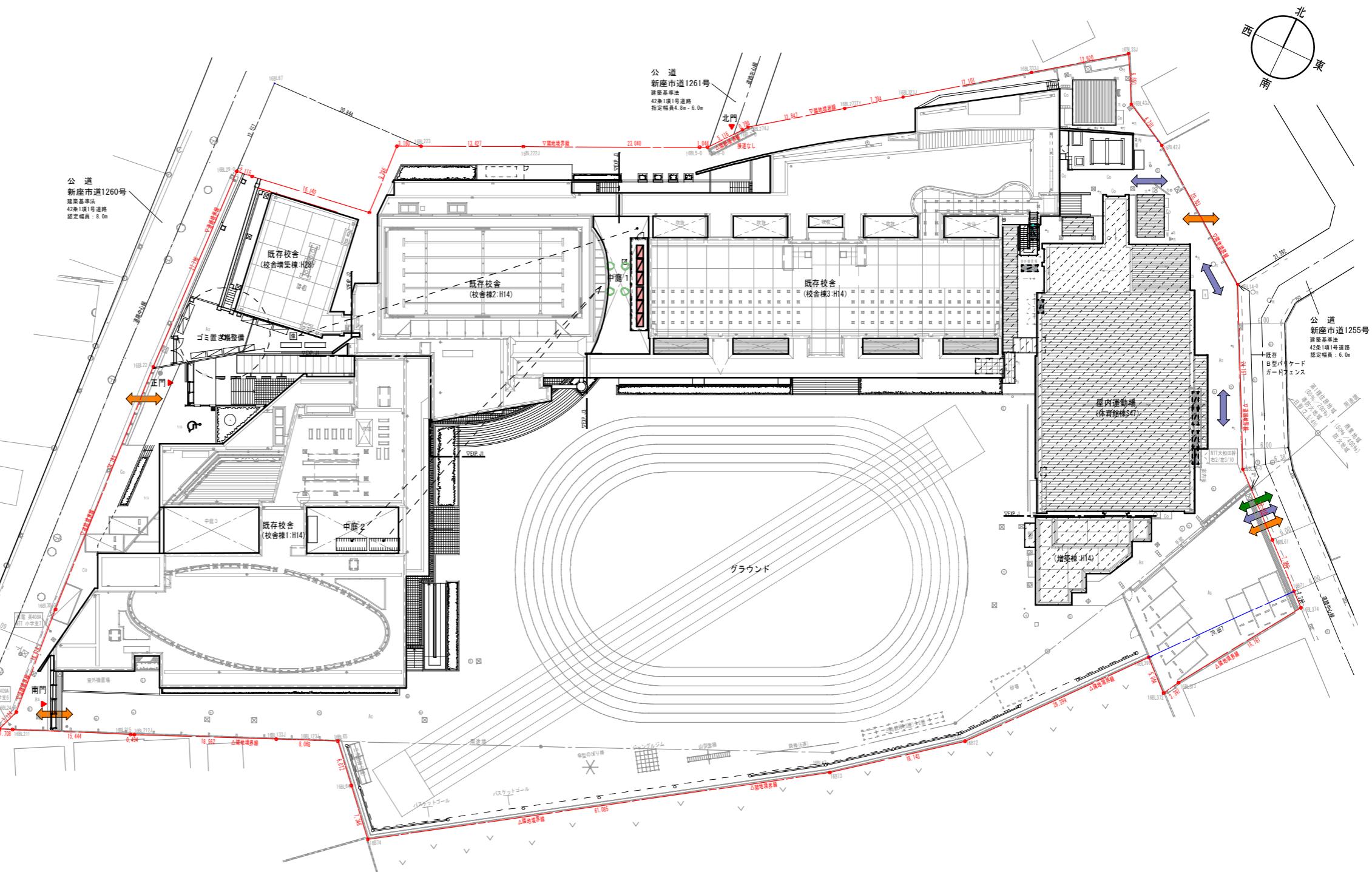
## 案 内 図

広域/付近見取図 NO SCALE



■ 敷地机

地名地番	埼玉県新座市大和田一丁目360番1 他 7筆
住居表示	埼玉県新座市大和田1-1-30
用途地域 (日影規制種別、 建築物高さ最高限度)	第1種住居地域【過半】(60%・200%) (日影(一)、高さ制限25m)
	商業地域 (80%・400%) (日影(二)、高さ制限25m)
防火地域 等	防火地域等 第1種住居地域:準防火地域 / 商業地域:防火地域 その他の地域 等:高度地区指定なし
敷地面積	11,930.72m <sup>2</sup> 第1種住居地域: 10,915.88m <sup>2</sup> 商業地域: 1,014.84m <sup>2</sup>
前面道路	東側:新座市道1255号 【法第42条第1項第1号道路】 指定幅員6.0m 接道長さ41.476m 北側:新座市道1261号 【法第42条第1項第1号道路】 指定幅員4.8m 接道なし 西側:新座市道1260号 【法第42条第1項第1号道路】 指定幅員8.0m 接道長さ92.046m
道路斜線等	道路斜線: 勾配1.25、隣地斜線: 高さ20m+勾配1.25 北側斜線: 高さ10m+勾配1.25 道路斜線: 勾配1.25、隣地斜線: 高さ20m+勾配1.25
許容建築面積	61.70% ※按分 60×0.915 + 80×0.085 ∴建蔽率 61.70% 10,915.88 × 60% = 6,549.52 1,014.84 × 80% = 811.87 6,549.52 + 811.87 = 7,361.39 7,361.39 ÷ 11,930.72 = 0.61701
許容容積対象面積	217.00% ※按分 200×0.915 + 400×0.085 ∴容積率 217.01% 10,915.88 × 200% = 21,831.76 1,014.84 × 400% = 4,059.36 21,831.76 + 4,059.36 = 25,891.12 25,891.12 ÷ 11,930.72 = 2.1701
日影規制	高さが10mを超える建築物: 受影面4.0m・4時間/2.5時間 (第1種住居地域)
<b>■ 計画概要</b>	
<b>■ 体育館撤去に伴う給排水/消火/ガス/電気設備 先行切り回し工事</b>	
<b>■ 体育館撤去に伴う校舎空調機器先行移設工事</b>	
・既存体育館周り空調(校舎用) 移設設置及び切り回し工事(外機移設先: 中庭整備 既存樹木の伐採伐根含む) ・既存体育館周り空調(体育館1階学童用) 移設設置及び切り回し工事	
[再利用移設先: 1階/家庭科準備室 2階/教材室 3階/理科教室前廊下]	
<b>■ 外構工作物移設</b>	
・既存鋼像/カムカーブ	



## 切り回し工事

切り回し工事		既存空調外機移設撤去		手摺先行枠組足場W900+防音パネル		外部仮囲い 成形鋼板H3.0m	施工条件 ・解体/今回切り回し工事期間中、校舎及び校庭は利用しているものとし、東門からの生徒登下校動線に配慮すること。学校活動に影響の出る解体、切り回し工事や建物内部仮設設置は、休校日の施工を原則とする。 ・作業員には工事関係者を示す腕章等の着用を徹底する。 ・配管切り回し/資材仮置場/設備工事や解体工事においては、施工範囲に児童等が入らないようにすると共に、適宜交通誘導員の配置及びカラーコーン等にて区画を行う。 ・交通誘導員を適宜配置の上、東側道路からの工事車両出入りを原則とする。 ・工事車両はAM6時半以降の出入りを原則とし、学校周囲での待機車両は禁止とする。
		既存空調外機移設設置 ※中庭1 下部雨水貯留槽		手摺先行枠組足場W900+マッシュレット(防炎I類)		内外部仮囲い B型パリケード H1.8m	
	工事動線					キヤマターゲット W6.0m x H2.0m	
	利用者(生徒/職員)動線		既存銅像【二宮金次郎像】移設 仮置き ※中庭1→正門側 校舎増築棟構造スペース		鉄板敷き (参考: 1.5m x 6.0m)		
	給食搬入/出/「体」搬出/搬入		既存「カゴ」移設 ※中庭2→中庭1		交通誘導員		オレンジネットH1.0m
			ゴミ置き場整備 クリーンストッカーカー基新設設置 (ダイケンW1850 x D750 x H150mm) 且等品				
	解体予定建築物 (別途解体工事)		その他: 荳葉箱 中庭1内移設 中庭詳細図参照		工期中、工事関係者専用エリア		コーン・コーンバー程度

整理番号	注記		設計年月		工事名称	T-09
			2025.12		新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	
					図面名称	
					現況図 案内図・配置図	縮尺 A1= 1/300 A3= 1/600

# 機械設備工事特記仕様書

## 工事概要

1 工事名称 新座市立大和田小学校屋内運動場周囲配管等切り回し工事  
2 工事場所 埼玉県新座市大和田1丁目1番30号(住居表示)  
3 工期 約1か月(令和8年6月30日まで)  
4 現場施工期間 令和8年月日から令和8年月日  
5 建物概要 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	備考
① 屋内運動場	RC造一部S造	3階	1,611.13m <sup>2</sup>	7項	
②					
③					
④					
⑤					

## 工事種目(●印を付いたものを適用する。)

建物及び屋外工事種目	工事種別				
	①	②	③	④	⑤ 屋外
● 空気調和設備	切り回し式				
○ 排気設備					
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
○ 衛生器具設備					
● 給水設備	切り回し式				
● 排水設備	切り回し式				
● 消火設備	切り回し式				
○ 廉房機器設備					
● ガス設備	切り回し式				
● 撤去工事	撤去一式				

## 6 指定部分

※無

対象部分:

工期: 令和8年月日

## 7 主任技術者又は監理技術者の専任期間(建設業法により必要になった場合)

- 1 専任期間の始期  
請負契約締結の日から、(○)現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間・令和8年月日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。  
2 専任期間の終期  
工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。  
3 専任期間の中断  
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

## 8 工事範囲 図示のとおり

### 9 機械設備工事概要

- 1 空気調和設備 GHP、EHP移設に伴い切り回しを行う。  
2 給水設備 水道引込管の切り回しを行う。手洗い場、足洗い場の流しと水栓を設置し給水を行う。  
3 排水設備 屋内運動場通りの汚水雨水排水の切り回しを行う。手洗い場、足洗い場の流しの排水を行う。  
4 消火設備 GHP室外機移設に伴いGHP室外機付近に移動式粉末消火設備を設置する。  
5 ガス設備 GHP移設に伴いガス管の切り回しを行う。  
6 撤去工事 GHP、EHP、給排水切り回しに伴い既設撤去を行う。

埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12)(該当項目数: )	・長寿命機材の選定(2-3-③)・設備更新を踏まえた計画(2-3-④)
	・再生品の優先使用(2-3-⑥)・有害物質の放散量が少ない材料の使用(2-4-②)
	・再生材の再資源化を推進(3-1-⑥)・フロン等の回収、破壊を行う(4-1-①)
	・代替フロンの使用抑制(4-1-②)・新冷媒の採用(4-1-③)
	・太陽熱利用システムの導入(5-1-②)・高効率機器の採用(5-2-②)
	・ソーニングの工夫(5-3-①)・外気冷房制御の導入(5-3-②)
	・搬送能力の低減(5-3-③)・ヒートポンプの採用(5-3-④)
	・熱回収システムの導入(5-3-⑤)・ジョージネレーションの導入(5-4-①)
	・給水機器の採用(6-1-①)・雨水利用(6-1-③)・排水再利用(6-1-④)
	・アスコン床材の再利用(6-3-②)・再生塗装管の採用(6-3-③)

- 10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

- 11 同時期発注の関連工事  
・建築工事  
・電気設備工事

## II 工事仕様

### 1 共通仕様

- (1) この工事は特記仕様書、画面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書(以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官房総務部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(以下「標準仕様書」という。)及び監督員の指示に従い施工する。  
なお、県営住宅の場合は、公共建築工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。  
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。  
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

### 2 特記仕様

- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項	⑯ 防露保温工事	標準仕様書第2編によるほか下記による。	⑰ はつり及びあと施工アンカーワーク	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカーワーク設前に、画面に示明する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。	
1	① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、△印と△印の有無を確認し、△印を含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境品目等の選定の推進に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定選定品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。	2 電気保安技術者	空気調和設備工事の保温の種別	施工箇所 保温種別	ドレン管 屋内露出(一般居室、廊下) a1・(△)・VII 機械室、書庫、倉庫 b・(△)・VII 天井内、P.S内及び空隙壁中 c2・(△)・VII 浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。) e3・(△)・VII	既存管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。
2	③ 施工条件	施工時間	屋内露出(一般居室、廊下)	A1・(△)・VII	24 既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
3	④ 技能士の適用	※行政機関の休日に関する法律(563第91号)に定める行政機関の休日以外。 上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。	屋内露出(一般居室、廊下)	B・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
4	⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	・配管施工(配管工事)・建築棟板金施工(風道制作及び取付け) ・熱絶縁施工(保温工事)・冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付)	機械室、書庫、倉庫	C2・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
5	6	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び受け付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所は認定の試験所(事前に監督員の承諾を得る)に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亞硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに(概ね3ヶ月以内)流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。	天井内、P.S内及び空隙壁中	D・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
7	7	本工事で・設ける(規模 )※設けない	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E3・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
8	8	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。 すべて受注者の負担とし、構内につくることが※できる・できない	冷水・冷温水管(膨張管、空気抜管、膨張タンクからラボイラー等への給水)	A1・(△)・VII B・(△)・VII C1・(△)・VII D・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
9	9	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。・本工事とする。	屋内露出(一般居室、廊下)	E3・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
10	10	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。	機械室、書庫、倉庫	A1・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
11	11	※根切土の中の良質土(但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類)・山砂の類契約図書中の山砂の類、砂利、碎石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、使用できる。※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1t購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。	天井内、P.S内及び空隙壁中	C2・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
12	12	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 (構外搬出処理費は※本工事・別途)	床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。)	D・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
13	13	再生砂、再生碎石、再生アスコン使用契約図書中の山砂の類、砂利、碎石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、使用できる。※使用できない。	屋外露出(パルコニー、開放廊下を含む。)	E3・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
14	14	発生材の処理等※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 (構外搬出処理費は※本工事・別途)	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	F3・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
15	15	容量等の表示	内壁露出(一般居室、廊下)	G1・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
16	16	⑩ 配管	屋内露出(機械室、書庫、倉庫)	H1・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
17	17	⑪ 耐震施工	屋内隠れい、D.S内	I・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	
18	18	設備機器の処理等は、「建設設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究監修)を参考とする。 ただし、設計用地震力(水平及び鉛直)は次の設計用地震度Kv及び設計用鉛直震度Kv(Hn-2)を用いて計算する。 設計用地震度Kvと設計用鉛直震度は同時に作用するものとする。	屋内露出(一般居室、廊下)	J1・(△)・VII	既設管接続による場合は、原則として、既存管の接続部に接続する。	既設管接続による場合は、原則として、	

整理番号	注記	設計年月			工事名称		T-11	
					新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事			
		2025.12			図面名称	縮尺		
					機械設備 特記仕様書 (2)	A1=N/S A3=N/S		



空調機器表

記号	名 称	仕 様	電気(参考値)	電 源	台 数	設 置 場 所	備考(参考型番)
GHP-3	マルチエアコン室外機 (既設再取付)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 56.0kW 暖房能力 63.0kW ガス消費量(冷房) 45.3kW ガス消費量(暖房) 45.3kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 56.0kW 暖房能力 63.0kW ガス消費量(冷房) 45.3kW ガス消費量(暖房) 45.3kW 付属品 標準付属品一式共	1.24kW 1.24kW 0.75kW×2 Fan(外)	3φ-200V	1	中庭へ移設 U-GH560U1DR 消音サイレンサー(新設) (-10dB、吐出のみ) コンクリート基礎 架台(建築工事)
GHP-4	マルチエアコン室外機 (既設再取付)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	1.51kW 1.51kW 0.75kW×2 Fan(外)	3φ-200V	2	中庭へ移設 U-GWH710U1DR 消音サイレンサー(新設) (-10dB、吐出のみ) コンクリート基礎 架台(建築工事)
GHP-5	マルチエアコン室外機 (既設再取付)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	1.51kW 1.51kW 0.75kW×2 Fan(外)	3φ-200V	2	中庭へ移設 U-GWH710U1DR 消音サイレンサー(新設) (-10dB、吐出のみ) コンクリート基礎 架台(建築工事)
GHP-S1	マルチエアコン室外機 (既設再取付)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	1.51kW 1.51kW 0.75kW×2 Fan(外)	3φ-200V	1	中庭へ移設 U-GH710U1DR 消音サイレンサー(新設) (-10dB、吐出のみ) コンクリート基礎 架台(建築工事)
GHP-S1-1	マルチエアコン室内機 (既設再取付)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室内機(天井吊形) 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室内機(天井吊形) 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 付属品 標準付属品一式共	0.080kW 0.080kW 0.111kW Fan(内)	1φ-200V	2	1階 家庭科準備室へ移設 2階 教材室1へ移設 S-G112TT1(4)
EHP-C1	ルームエアコン室外機 室内機 (既設再取付)	空冷電気ヒートポンプ式 室外機(床置形) 室内機(壁掛形) 冷房能力 3.6kW 暖房能力 4.2kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 室内機(壁掛形) 冷房能力 3.6kW 暖房能力 4.2kW 付属品 標準付属品一式共	1.18kW 1.19kW 0.95kW 0.025kW 0.027kW Comp(外) Fan(外) Fan(内)	1φ-100V	1	3階 廊下12へ移設 CU-283DJ-W CS-283DJ-W
EHP-N2	マルチエアコン室外機 (既設再取付)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 付属品 標準付属品一式共	3.11kW 3.10kW 2.80kW 0.12kW×2 Comp(外) Fan(外)	3φ-200V	1	2階屋上へ移設 CU-P112UL4

空調設備凡例 (新設)

記号	名 称	備 考
— R —	冷 媒 管	冷媒用断熱材被覆銅管(連絡電線共巻: EM-CEE1. 25□-2C, EM-CE2□-3C)
— D —	ド レ ン 管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
— G —	ガ ス 管	ガス会社指定品

空調設備凡例 (再利用)

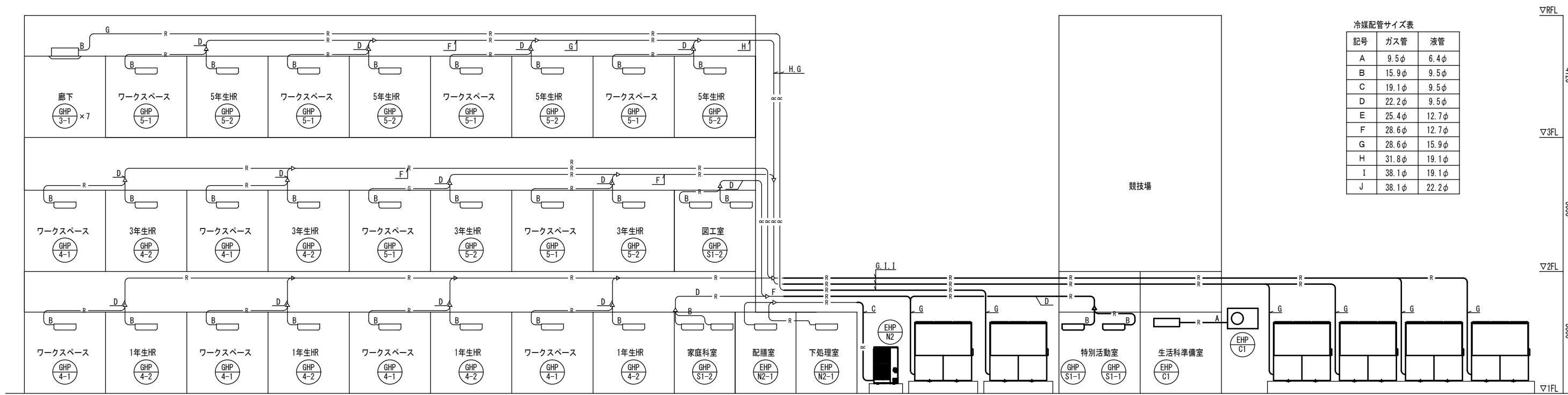
記号	名 称	備 考
— R —	冷 媒 管	冷媒用断熱材被覆銅管(連絡電線共巻)既設再利用 □ □
— D —	ド レ ン 管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)既設再利用
— G —	ガ ス 管	ガス会社指定品 既設再利用

計装設備凡例 (新設)

記号	名 称	備 考
//	リ モ コ ン 線	EM-CEE1. 25□-2C メタルモールA型 壁立下り部、G 屋外
R	リモコンスイッチ	機器付属品、スイッチBOX3個用共

注記 1. 屋外露出の冷媒管はステンレスラッキング仕上とする。

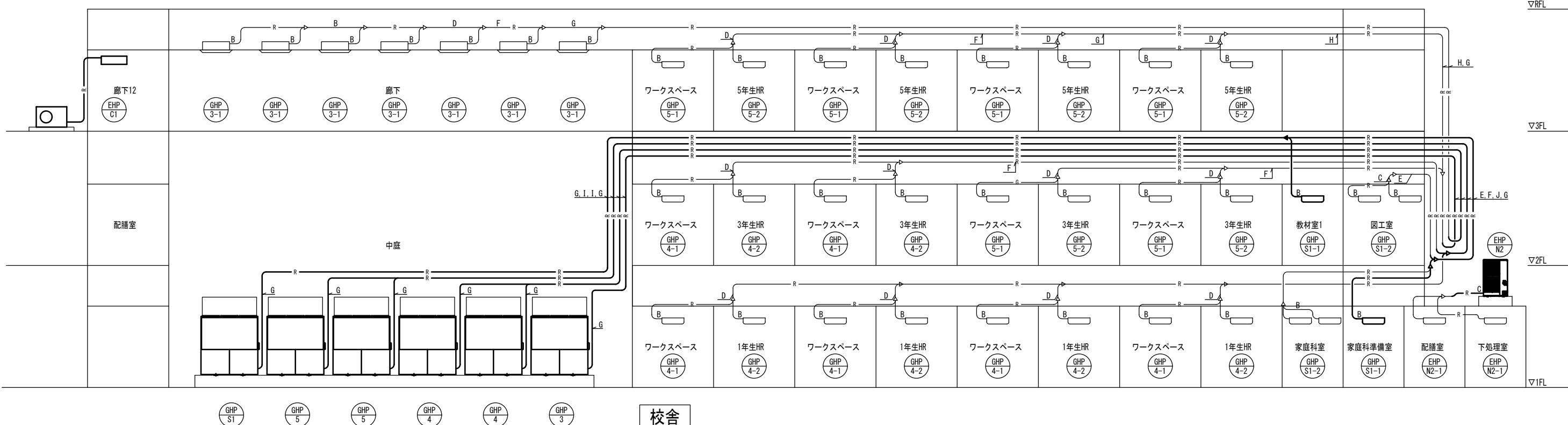
2. 屋内露出の冷媒管は樹脂製保温化粧ケース仕上とする。



## 空調設備 系統図(撤去図)

注記

注 1. 機器で \_\_\_\_\_ は既設取外し移設を示す。  
2. 配管で \_\_\_\_\_ は既設撤去を示す。  
2. 機器、配管で \_\_\_\_\_ は既設再利用を示す。



## 空調設備 系統図(改修図)

注記  
注 1. 機器で \_\_\_\_\_ は既設再取付を示す。  
2. 配管で \_\_\_\_\_ は新設を示す。  
3. 機器 配管で \_\_\_\_\_ は既設再利用を示す

整理番号	注記		設計年月		工事名称	T-14
			2025.12		新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	
			図面名称		縮尺	
			空調設備系統図(撤去改修図)		A1= N/S A3= N/S	

空調機器表

記号	名 称	仕 様	電気(参考値)	電 源	台 数	設 置 場 所	備考(参考型番)	
GHP-3	マルチエアコン室外機 (撤去移設)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 56.0kW 暖房能力 63.0kW ガス消費量(冷房) 45.3kW ガス消費量(暖房) 45.3kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 56.0kW 暖房能力 63.0kW ガス消費量(冷房) 45.3kW ガス消費量(暖房) 45.3kW 付属品 標準付属品一式共	1.24kW 1.24kW 0.75kW×2 Fan(外)	3φ-200V	1	屋外	U-GH560U1DR
GHP-4	マルチエアコン室外機 (撤去移設)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	1.51kW 1.51kW 0.75kW×2 Fan(外)	3φ-200V	2	屋外	U-GWH710U1DR
GHP-5	マルチエアコン室外機 (撤去移設)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	1.51kW 1.51kW 0.75kW×2 Fan(外)	3φ-200V	2	屋外	U-GWH710U1DR
GHP-S1	マルチエアコン室外機 (撤去移設)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガス消費量(冷房) 63.3kW ガス消費量(暖房) 59.3kW 付属品 標準付属品一式共	1.51kW 1.51kW 0.75kW×2 Fan(外)	3φ-200V	1	屋外	U-GH710U1DR
GHP-S1-1	マルチエアコン室内機 (撤去移設)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室内機(天井吊形) 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室内機(天井吊形) 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 付属品 標準付属品一式共	0.080kW 0.080kW 0.111kW Fan(内)	1φ-200V	2	特別活動室	S-G112TT1(4)
EHP-C1	ルームエアコン (撤去移設)	空冷電気ヒートポンプ式 室外機(床置形) 室内機(壁掛形) 冷房能力 3.6kW 暖房能力 4.2kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 室内機(壁掛形) 冷房能力 3.6kW 暖房能力 4.2kW 付属品 標準付属品一式共	1.18kW 1.19kW 0.95kW 0.025kW 0.027kW Comp(外) Fan(外) Fan(内)	1φ-100V	2	屋外 生活科準備室	CU-283DJ-W CS-283DJ-W
EHP-N2	マルチエアコン室外機 (撤去移設)	空冷ヒートポンプ式(マルチ) 室外機(床置形) 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 付属品 標準付属品一式共	消費電力(冷房) 室外機(床置形) 冷房能力 11.2kW 暖房能力 12.5kW 付属品 標準付属品一式共	3.11kW 3.10kW 2.80kW 0.12kW×2 Comp(外) Fan(外)	3φ-200V	1	屋外	CU-P112UL4

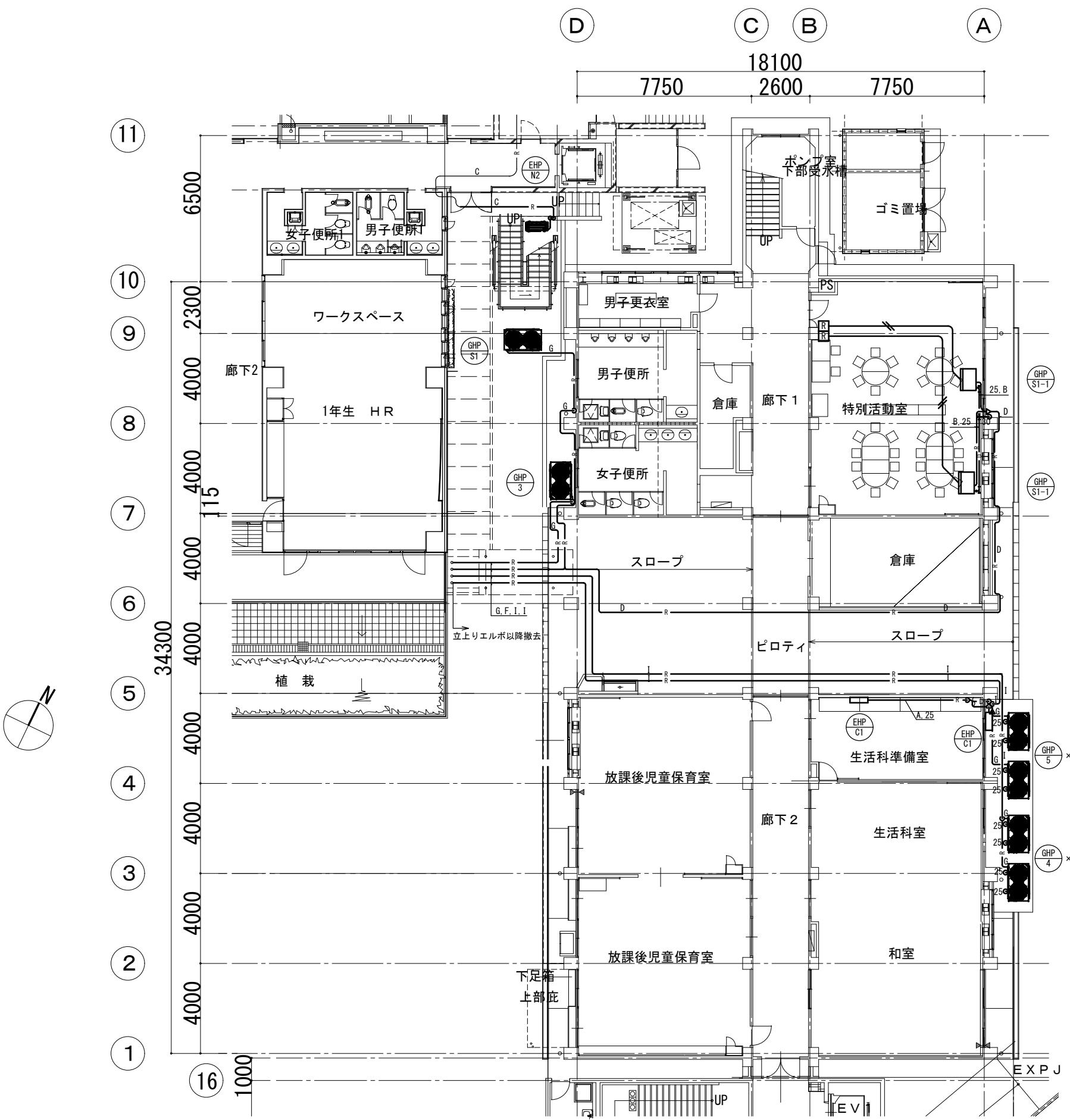
空調設備凡例 (撤去)

記号	名 称	備 考
— R —	冷 媒 管	冷媒用断熱材被覆銅管(連絡電線共巻: EM-CEE1. 25□-2C, EM-CE2□-3C)
— D —	ド レ ン 管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
— G —	ガ ス 管	ガス会社指定品

計装設備凡例 (撤去)

記号	名 称	備 考
—/—	リ モ コ ン 線	EM-CEE1. 25□-2C メタルモールA型 壁立下り部
R	リモコンスイッチ	機器付属品、スイッチBOX3個用共

整理番号	注記		設計年月 2025.12	工事名称 新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	縮尺 A1=N/S A3=N/S	T-15
				図面名称 空調設備 機器表・凡例(現況図)		

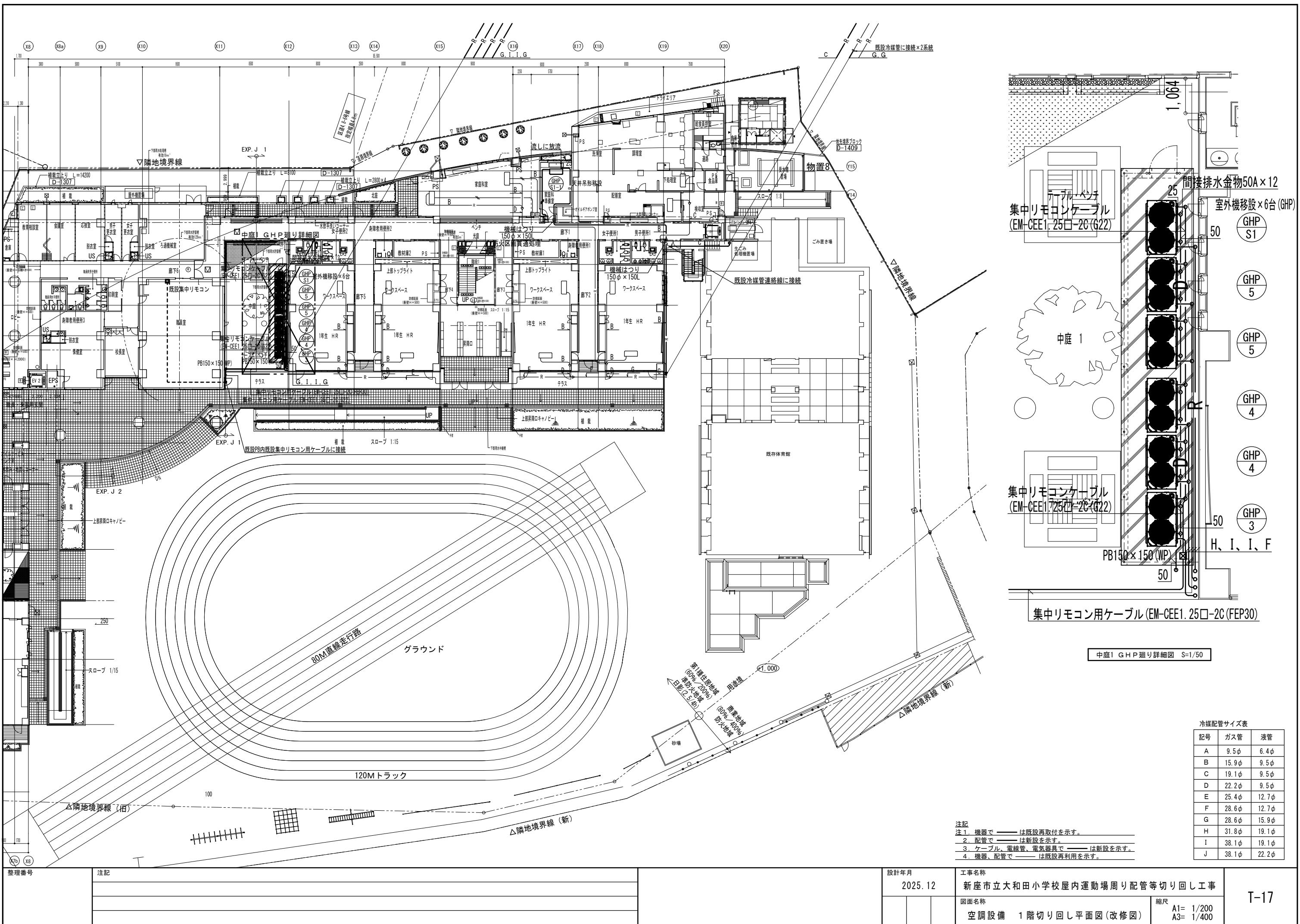


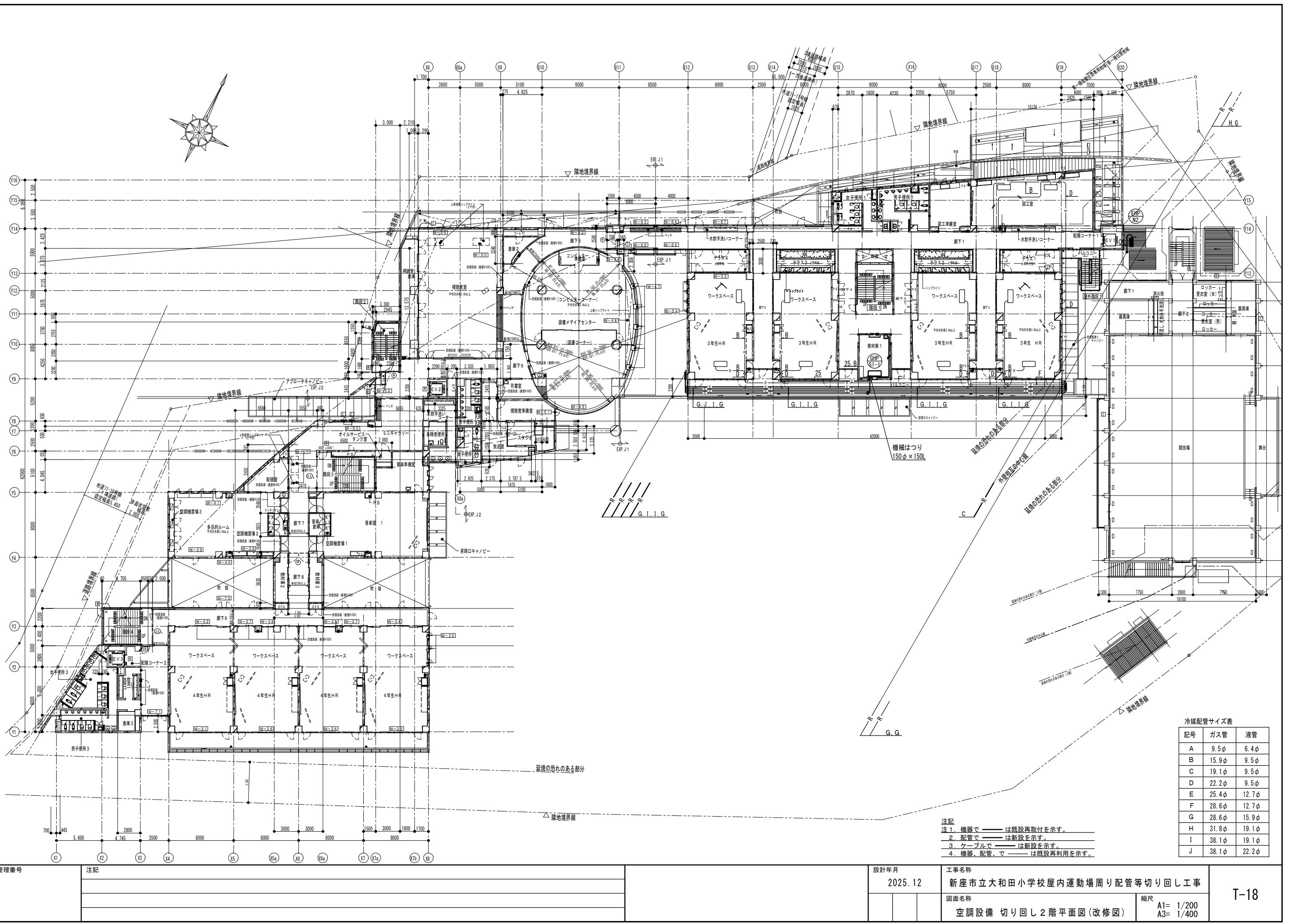
空調設備 1階平面図(撤去図)

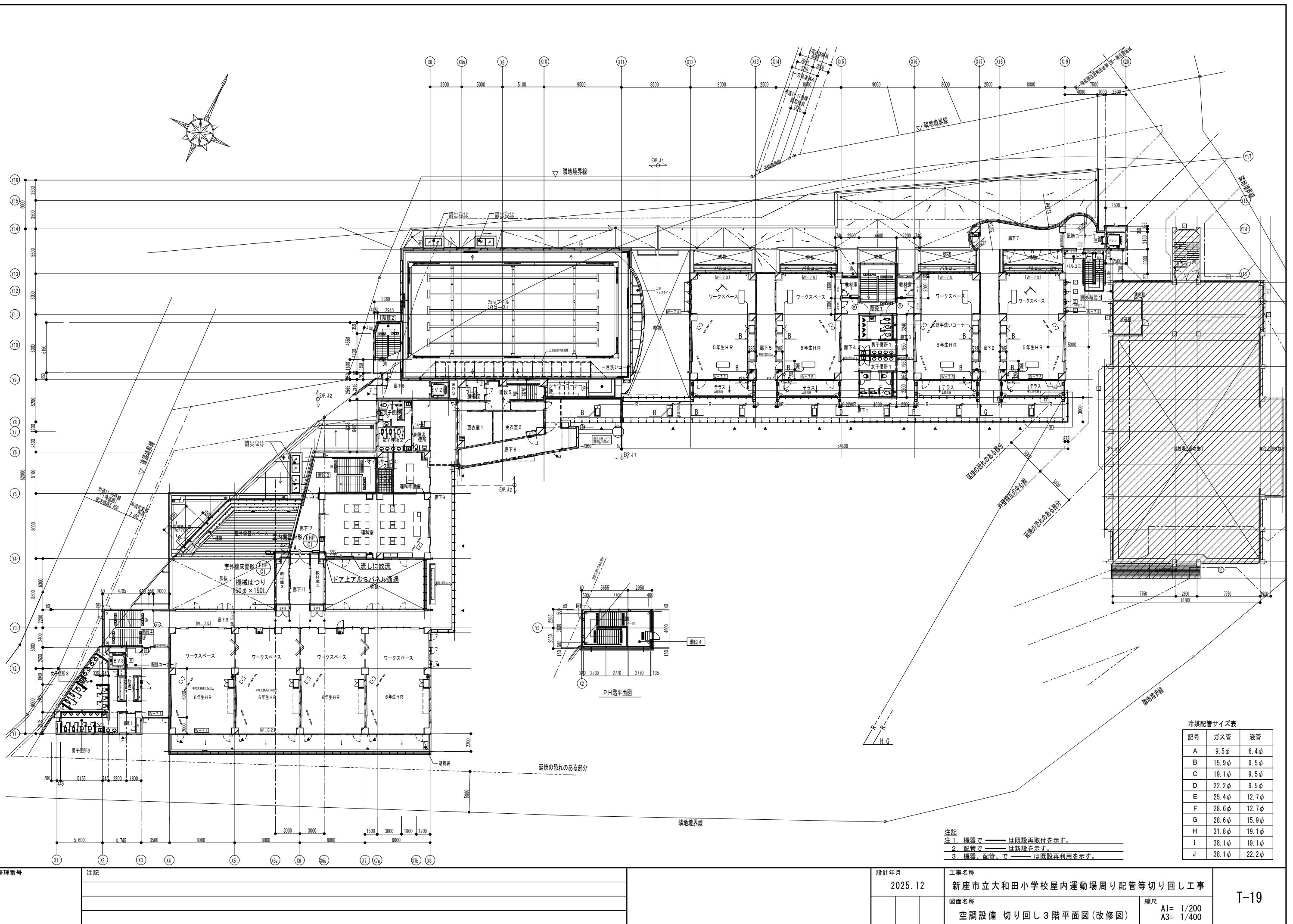
冷媒配管サイズ表		
記号	ガス管	液管
A	9.5φ	6.4φ
B	15.9φ	9.5φ
C	19.1φ	9.5φ
D	22.2φ	9.5φ
E	25.4φ	12.7φ
F	28.6φ	12.7φ
G	28.6φ	15.9φ
H	31.8φ	19.1φ
I	38.1φ	19.1φ
J	38.1φ	22.2φ

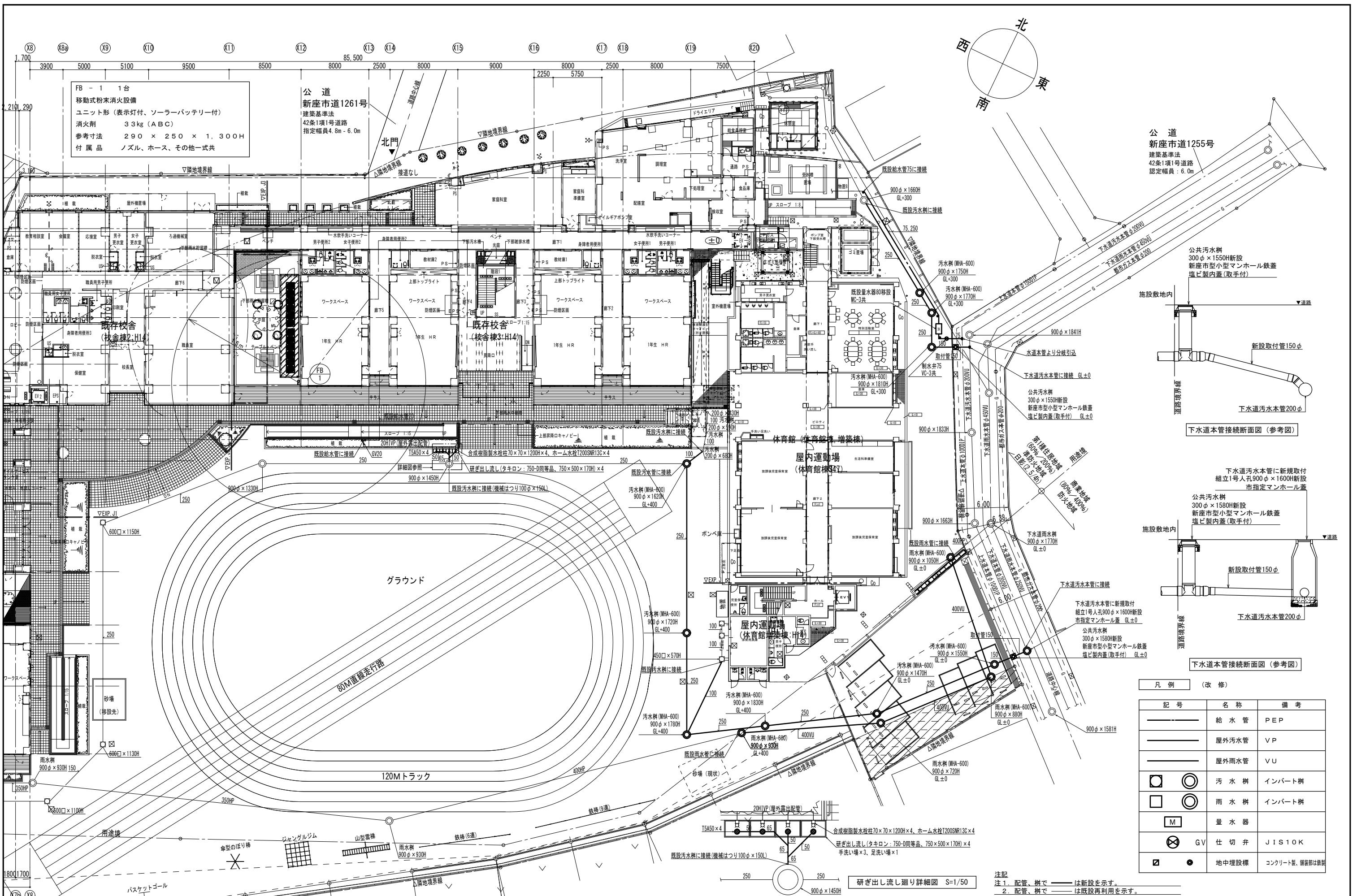
注記  
 1) 機器で ~~——~~ は既設取り外し移設を示す。  
 2) 配管で ~~——~~ は撤去を示す。  
 3) ケーブルで ~~——~~ は撤去を示す。

整理番号	注記		設計年月 2025.12	工事名称 新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事		T-16	
				図面名称 空調設備 1階平面図(撤去図)			
				縮尺 A1= 1/100 A3= 1/200			





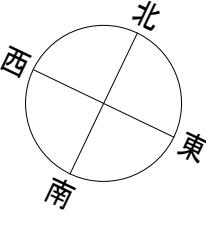




記号	名称	備考
— — — — —	給水管	P E P
— — — — —	屋外汚水管	V P
— — — — —	屋外雨水管	V U
□ ○	汚水樹	インバート樹
□ ○	雨水樹	インバート樹
M	量水器	
⊗ GV	仕切弁	J I S 10K
□ ○	地中埋設標	コンクリート製、舗装部は鉄製

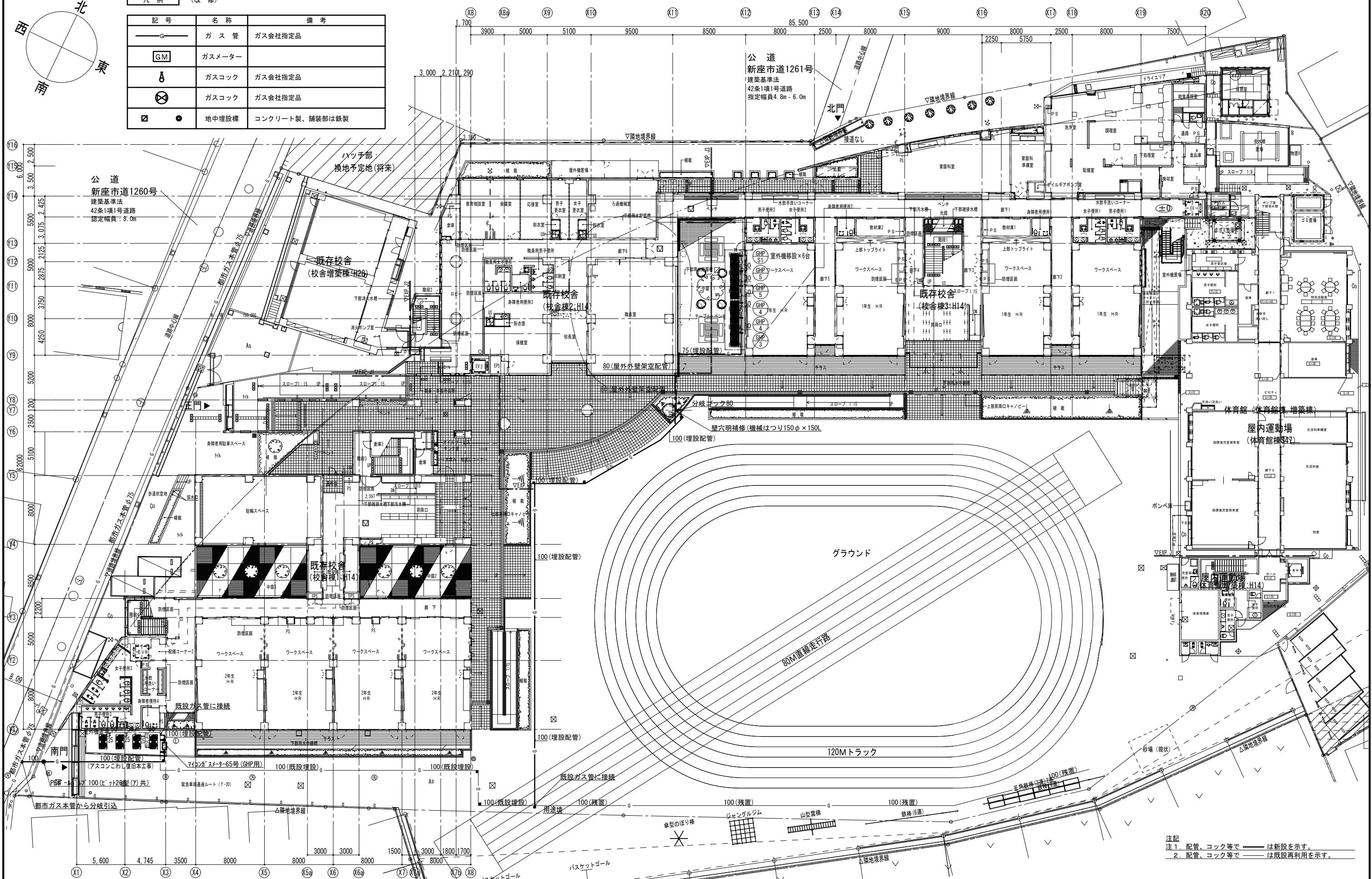
注記  
注1. 配管、樹で \_\_\_\_\_ は新設を示す。  
2. 配管、樹で \_\_\_\_\_ は既設再利用を示す。

整理番号	注記		設計年月		工事名称		T-20	
			2025.12		新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事			
			図面名称		縮尺	A1= 1/200 A3= 1/400		
	給排水消火設備 切り回し平面図(改修図)							



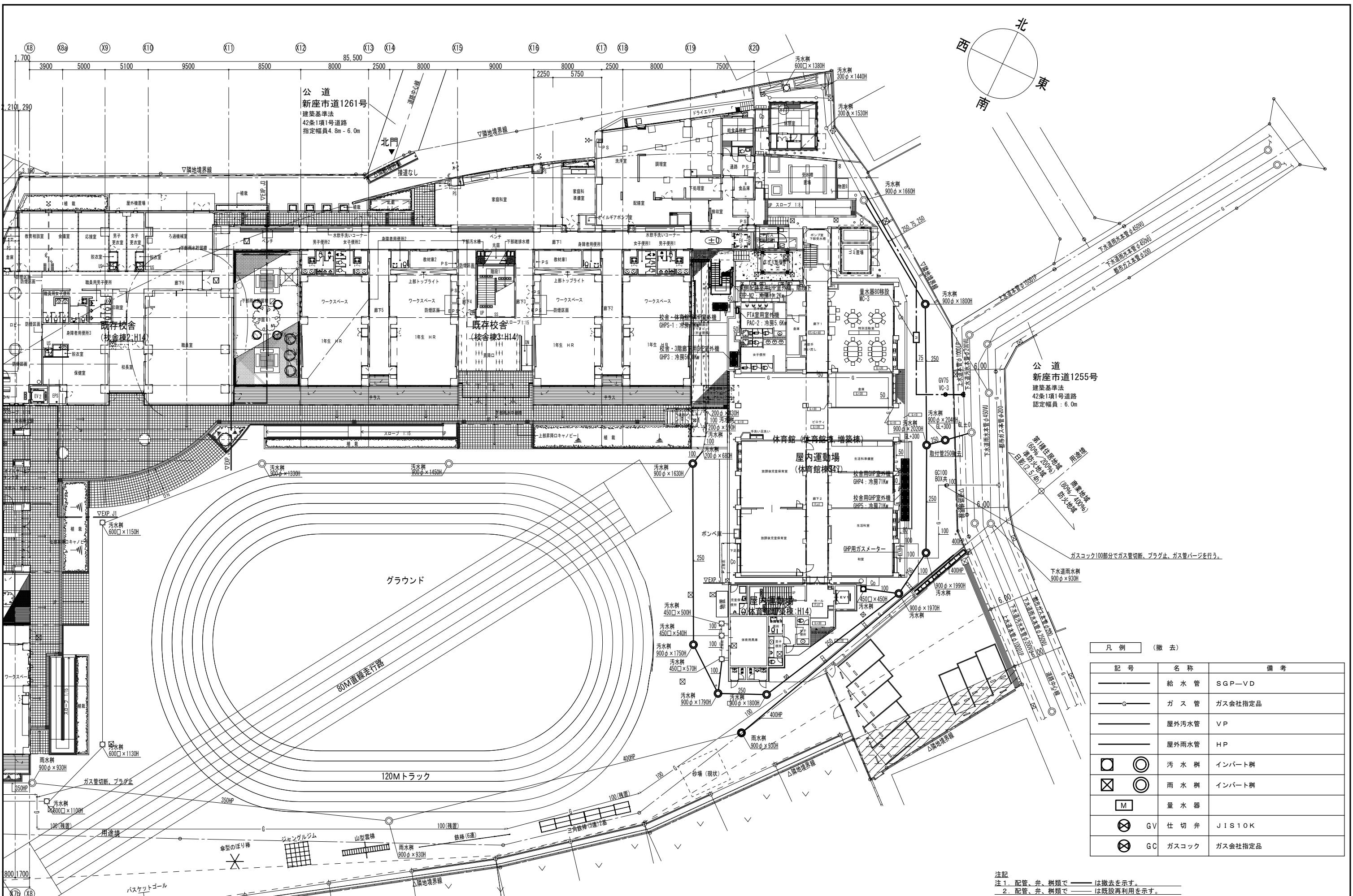
凡 例 (改 修)

記号	名称	備考
— G —	ガス管	ガス会社指定品
GM	ガスマーター	
♂	ガスコック	ガス会社指定品
⊗	ガスコック	ガス会社指定品
□ ○	地中埋設標	コンクリート製、舗装部は鉄製



注記  
注 1. 配管、コック等で \_\_\_\_\_ は新設を示す。  
2. 配管、コック等で \_\_\_\_\_ は既設再利用を示す。

整理番号	注記		設計年月			工事名称 新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事	図面名称 ガス設備 切り回し平面図(改修図)	縮尺 A1= 1/200 A3= 1/400	T-21				
			2025.12										



記号	名称	備考
—	給水管	S G P — V D
— G —	ガス管	ガス会社指定品
—	屋外污水管	V P
—	屋外雨水管	H P
□ ○	污水栓	インバート栓
✗ ○	雨水栓	インバート栓
M	量水器	
⊗ G V	仕切弁	J I S 1 0 K
⊗ G C	ガスコック	ガス会社指定品

注記  
注1. 配管、弁、樹類で \_\_\_\_\_ は撤去を示す。  
2. 配管、弁、樹類で \_\_\_\_\_ は既設再利用を示す。

整理番号	注記		設計年月		工事名称		T-22	
			2025.12		新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事			
			図面名称		縮尺			

## 電気設備工事特記仕様書

1. 工事概要  
 1.1 工事名  
 1.2 工事場所  
 1.3 工期 契約日から令和8年6月30日まで  
 現場施工期間 令和年月日から令和年月日まで  
 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

1.4 工事科目（○印の付いたものを適用する）

○電灯設備	・テレビ共同受信設備
○動力設備	・テレビ電波障害防除設備
・電熱設備	・監視カメラ設備
・雷保護設備	・駐車場管制設備
・受変電設備	・防犯、入退室管理設備
・電力貯蔵設備	・自動火災報知設備
・発電設備	・自動閉鎖設備
・構内交換設備	・電話配線設備
・情報表示設備	・ガス漏れ火災警報設備
・映像、音響設備	・中央監視制御設備
・拡声設備（非常放送設備）	・医療用機器設備
・誘導支援、呼出し設備	・昇降機設備

1.5 指定部分 ○無・有（工期：令和年月日）

1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）

1 専任期間の始期

諸負契約締結の日から、（○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間・令和年月日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2 専任期間の終期

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3 専任期間の中止

自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

1.7 建物概要

（1）：校舎 RC造一部S造 階数3階 延床面積 8,011.02m<sup>2</sup> 消防法施工7項  
 （2）：屋内運動場 RC造一部S造 階数3階 延床面積 1,611.13m<sup>2</sup> 消防法施工7項

1.8 工事概要

電灯設備：理科室前廊下に設置される空調室内機へ既設電灯盤3L-1より電源供給を行う。  
 動力設備：中庭に設置されるGHP空調室外機への電源供給を行う。

1.9 同時期発注の関連工事 建築工事 機械設備工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様

（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁常務監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。

なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機器の品質・性能基準を最優先とする。

（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それまでの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

（3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時に適用する最新のものを適用する。

2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたもののがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。  
 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。）

項目	特記事項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図面に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。

施工時間

※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。

・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。

本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。

すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。

※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。  
 ・本工事とする。

6 監督員事務所

7 保険

受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている立組保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。

受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。

取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について

※適用する（契約金額による）・適用しない

完成図書の電子納品ガイドライン ※適用する・適用しない

完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中には主要機器・要表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。

県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り表紙4部とする。

引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。

（構外搬出処理費は、※本工事・別途）

（1）引渡しを要するもの（ ）

（2）買取処分を要するもの（銅屑・鉄屑 ）

（3）再生資源化を要するもの（蛍光管 ）

蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。

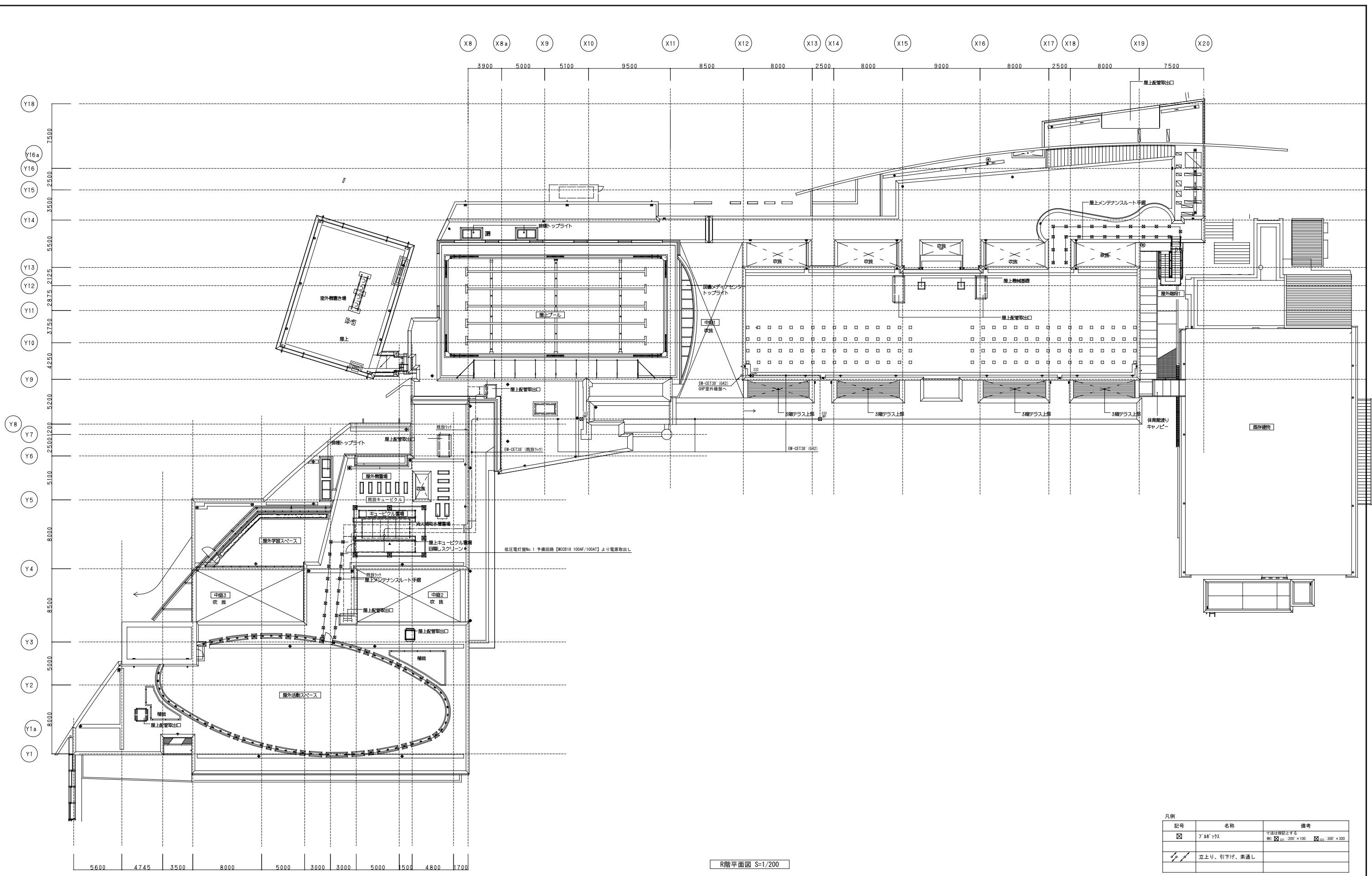
（4）特別管理産業廃棄物（ ）

※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

⑫ 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかから部の塗装については監督員の指示による。 盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。				
⑬ 鍵					
14 地中電線路	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table border="1"> <tr> <td>敷き均し土</td> <td>管種別</td> </tr> <tr> <td>良質土</td> <td>硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塗化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）</td> </tr> </table> （2）地中電線路には、ケーブル埋設及び標識シートを設ける。ただし、低圧・電気回路の管路シートは図面特記による。 （3）地中電線路の敷設は管路とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。	敷き均し土	管種別	良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塗化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）
敷き均し土	管種別				
良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塗化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）				
15 回路の種別 行先の表示	ハンドホール、ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。				
16 電線の接続	湿潤の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をてもよい。ただし、接続はボックス内とする。				
17 電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。				
18 接地工事	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／赤色で区別する。				
19 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設発生土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。				
20 再生砂・再生アスコン	契約書中の山砂の類、砂利、碎石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、・使用できる。 再生砂使用に先立ち、1t購入あたり1t構内の六価クロム溶出試験を行い土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。				
21 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 （1）設計用水平地盤震度 機器重量 [kg] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。 設計用標準水平震度				
22 施工条件	設置場所 機器種別 特定の施設 一般の施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階 機器 2.0 1.5 1.5 1.0 屋上及び階層 防振支持の機器 2.0 2.0 2.0 1.5 水槽類（※1） 2.0 1.5 1.5 1.0 中間階 機器 1.5 1.0 1.0 0.6 防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0 水槽類（※1） 1.5 1.0 1.0 0.6 地下・1階 機器 1.0 0.6 0.6 0.4 防振支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6 水槽類（※1） 1.5 1.0 1.0 0.6				
23 施工時間	【備考】（※1）水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤・発電装置（防災用）・直流水源装置・交流無停電電源装置 ・交換機・火災警報受信機・中央監視装置・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。				
24 あと施工アンカー	（2）設計用鉛直地震度 設計用水平地震力の1/2とし、水平震度と同時に施工する。 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量 100kg を超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（公社）日本建築丸辰施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属抵抗系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カブセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あとは施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。				
25 はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。				
26 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （1）内部足場 ※脚立足場 （2）外部足場 ※ A種（棒組足場）・B種・C種・D種・E種・F種 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について、解説又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり組立て方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。				
27 塗装剝離用器具（フルハーネス型）	※使用を要する 塗装剝離用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない				

26 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
27 その他	（1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （4）本工事にかかる公庁公示の諸手続はすべて受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 （6）既存工事等を施工する場合、施工後に工事対象箇所の写真撮影を行ふ。また、既設ケーブル等は施工後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように細密に打合せを行うこと。 （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校等で施設運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 （10）工事に先立ち、監督員と打合せのうえで施設運営に支障の無いように細密に打合せを行ふこと。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

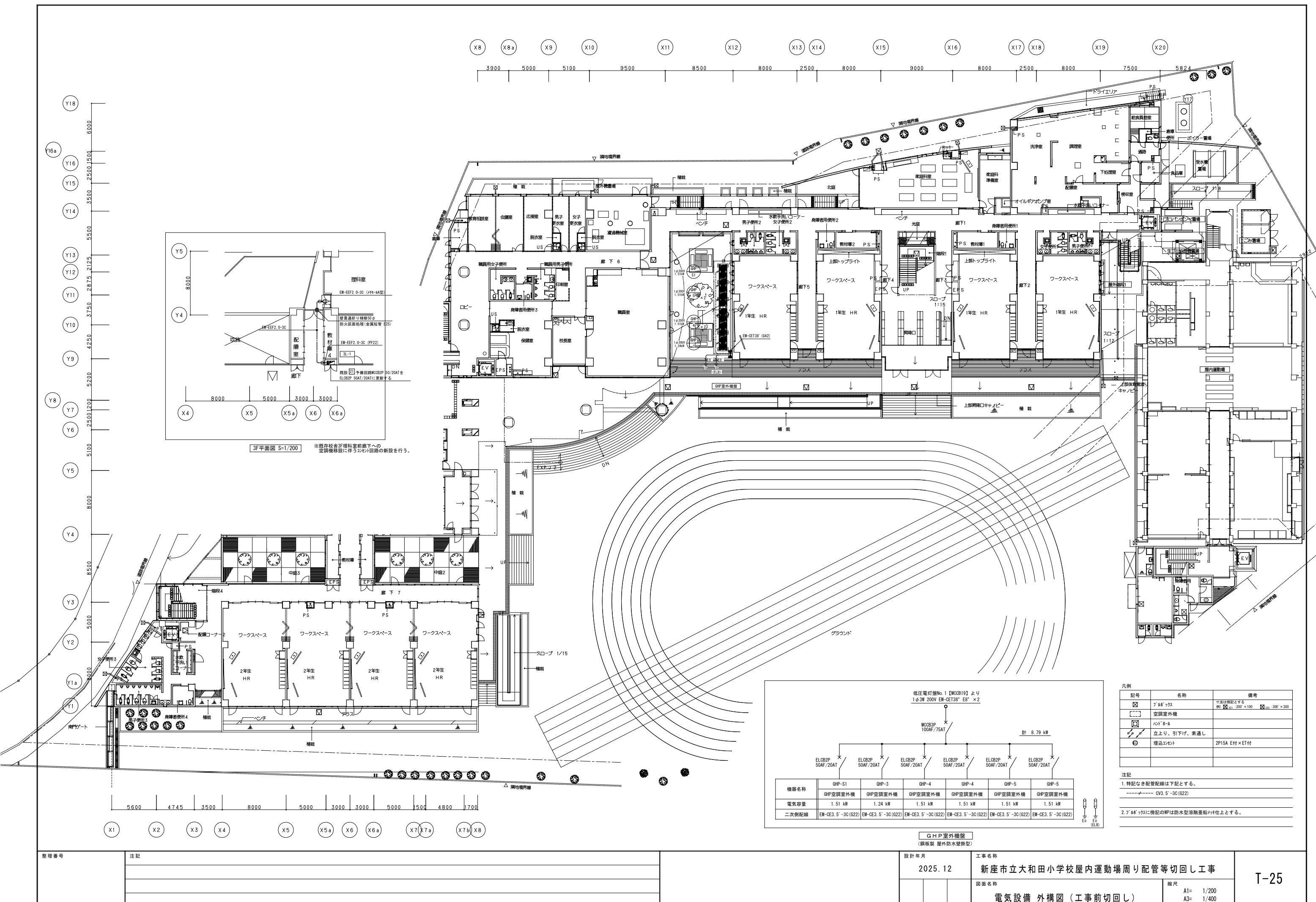
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （2）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。



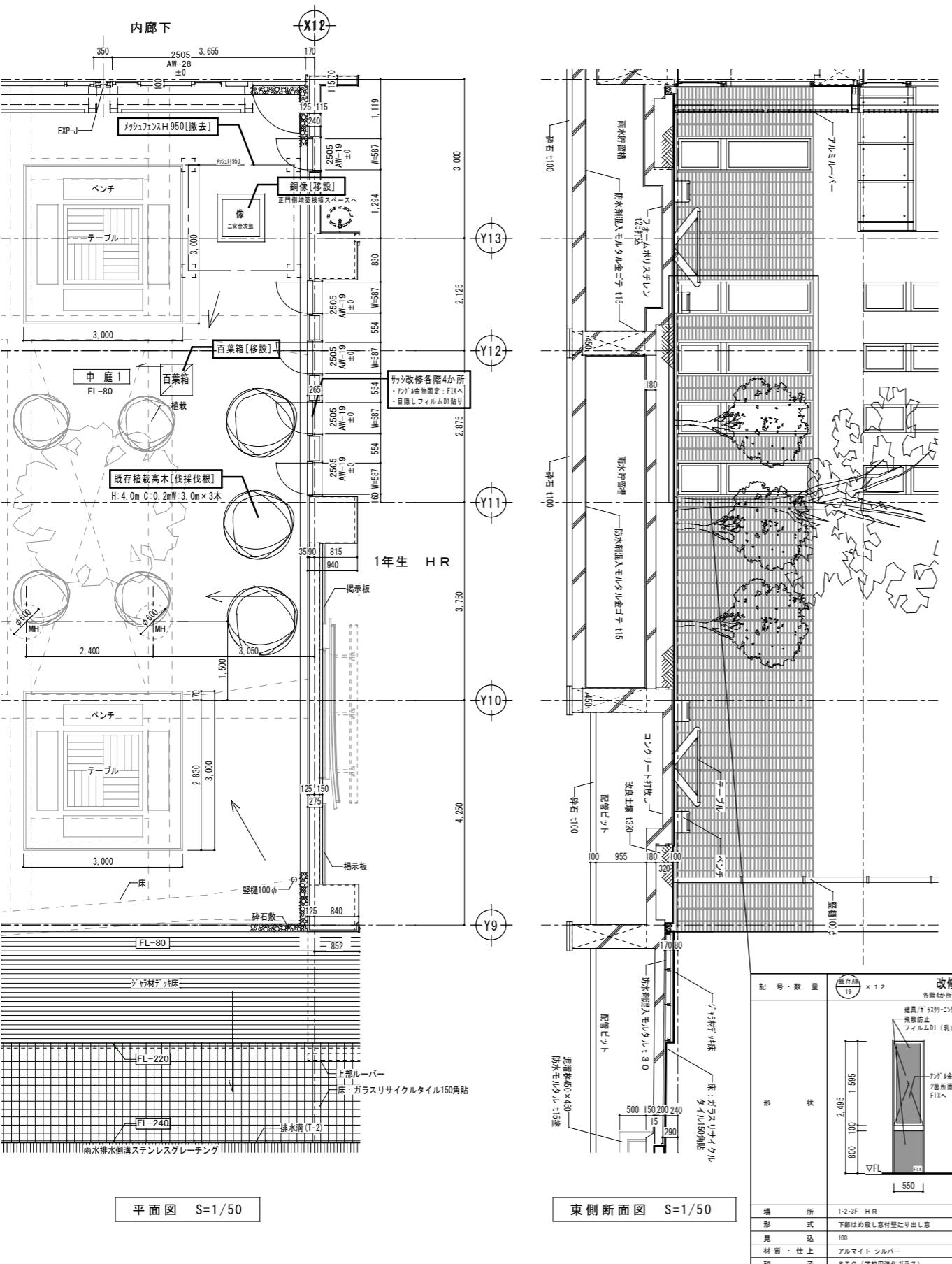
記号	名称	備考
☒	アンドウクス	寸法は絶対とする 例) $221 \times 200 \times 100$ $\times 333 \times 300 \times 300$
↑ ↓ ↗ ↘	立上り、引下げ、素通し	

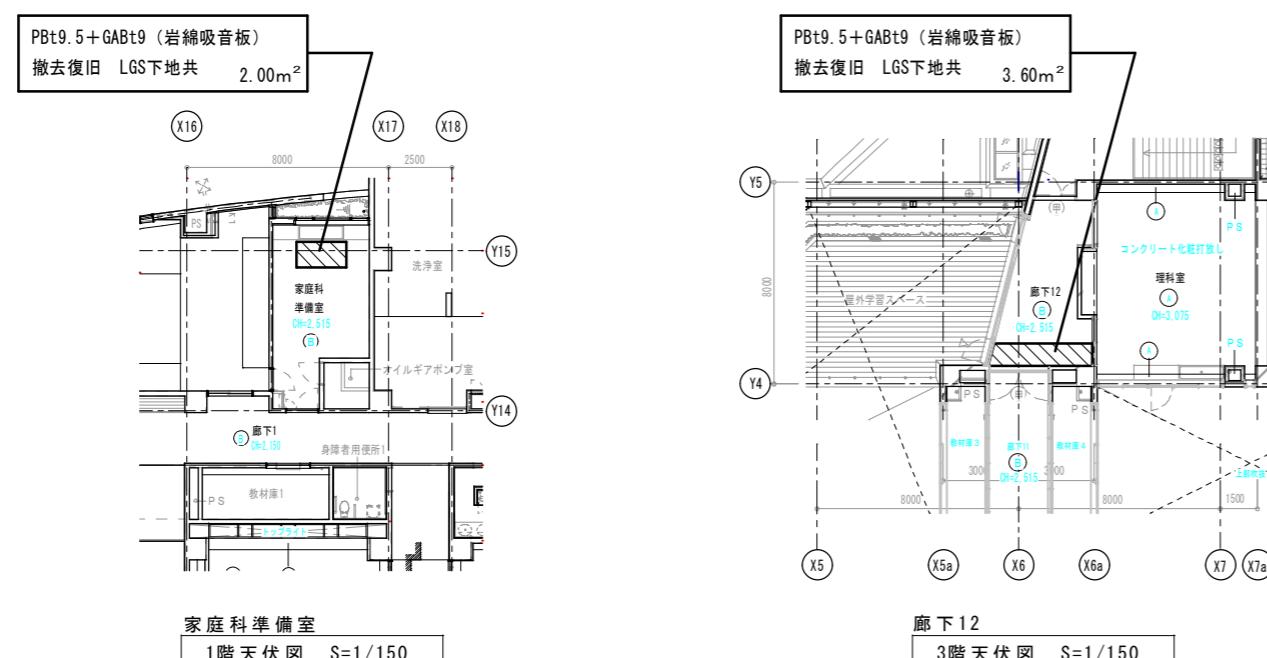
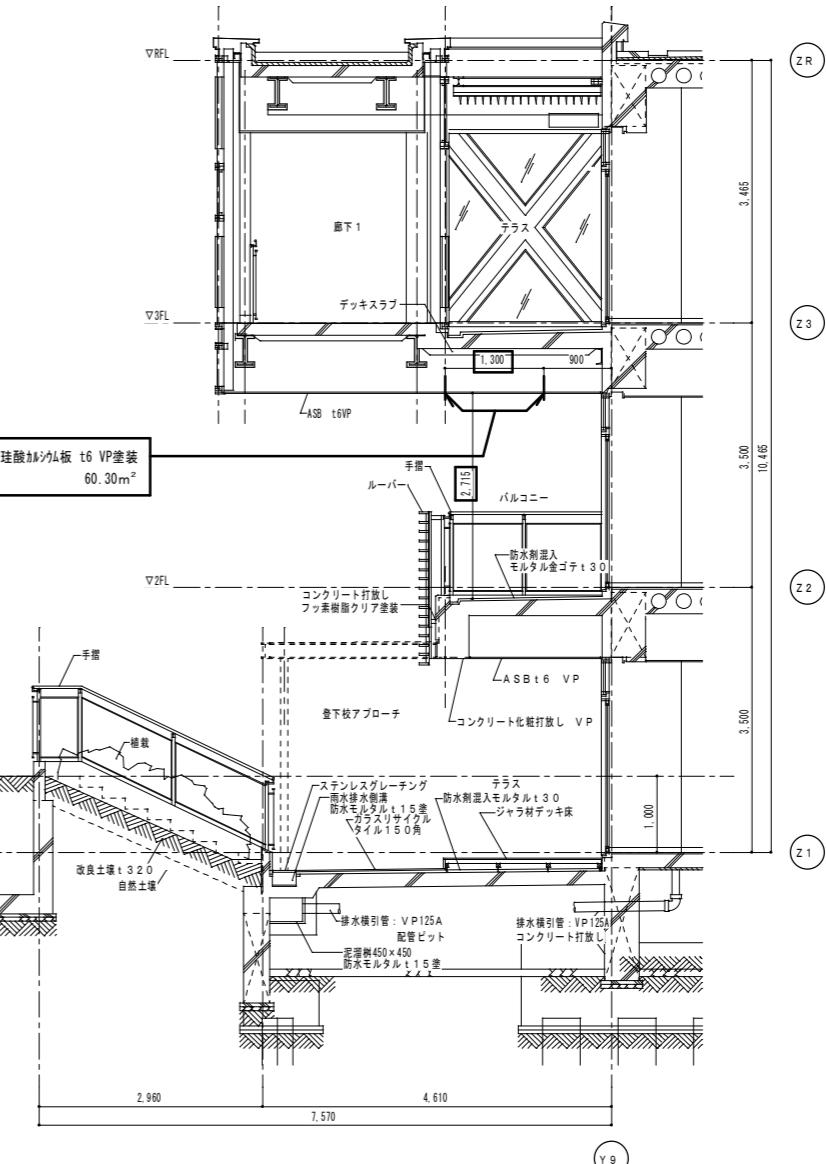
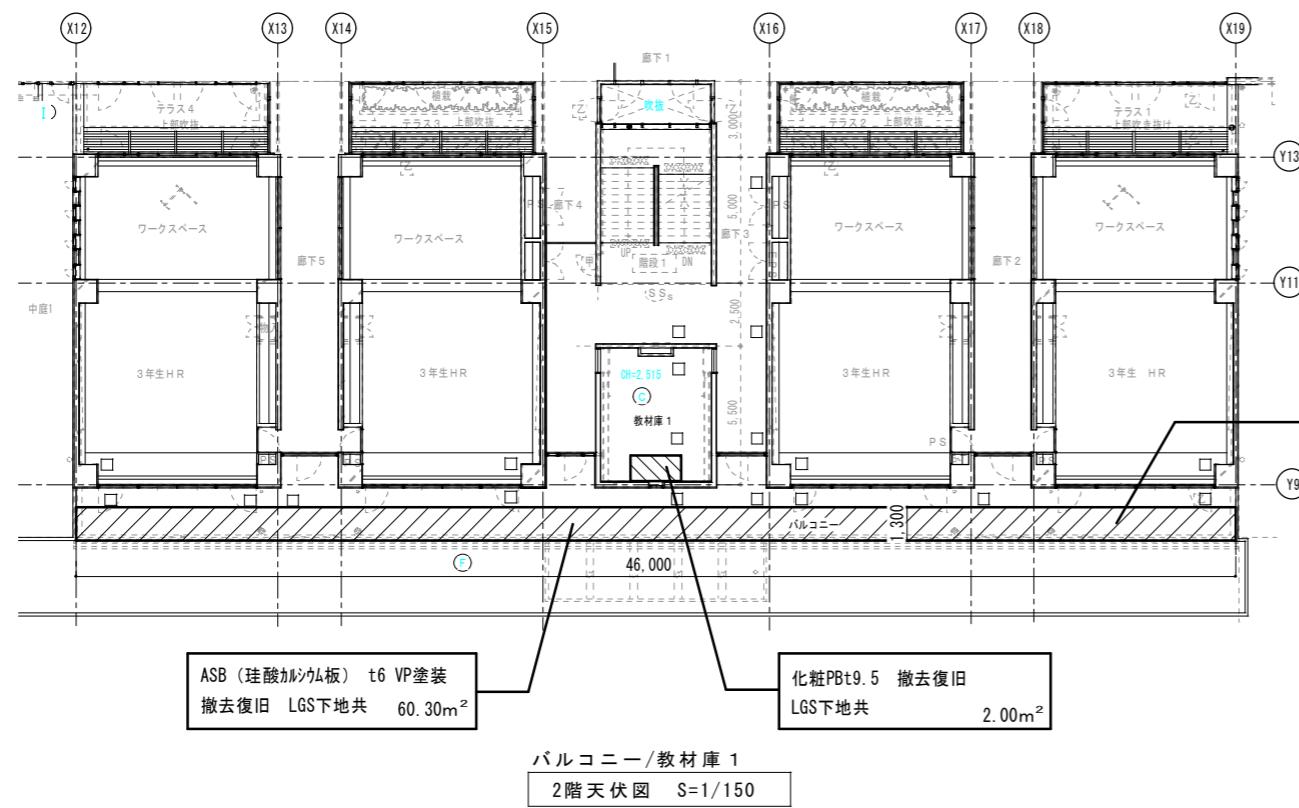
・フルボックスに傍記のWPは防水型溶融亜鉛メッキ仕上とする。

整理番号 注記			設計年月 2025.12		工事名称 新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切回し工事		T-24	
			図面名称 電気設備 R階平面図（工事前切廻し）	縮尺 A1= 1/200 A3= 1/400				



# 移設前





各所天井材貼り換え

整理番号	注記			設計年月	工事名称	図面名称	縮尺	T-27
				2025.12	新座市立大和田小学校屋内運動場周り配管等切り回し工事			
					図面名称	建築工事 移設先詳細図2	縮尺	
							A1= 1/150 A3= 1/300	